

序論—カントの演繹的行為規範学（12）

坂本武憲

目次

- 1 はじめに
- 2 経験的認識のア・プリオリな原理
- 3 純粋理性による誤謬推論
 - (1) 理性能力一般について
 - (2) 「思惟する主観」についての誤謬推論
 - (3) 「自由」についての誤謬推論
 - (4) 「神」についての誤謬推論
- 4 理性の思弁的能力における限界について
 - (1) 「先験的方法論」による限界確定の意義
 - (2) 教義学的使用における純粋理性の訓練
(以上専修ロージャーナル6号)
 - (3) 論争的使用における純粋理性の訓練
 - (4) 仮説に関する純粋理性の訓練
 - (5) 純粋理性に対するその証明についての訓練
(以上本論集115号)
- 5 理性の実践的使用に関する基礎理論
 - (1) 理性の思弁的使用から実践的使用への移行
 - (2) 我々の理性の純粋使用における究極目的について
 - (3) 理性の実践的使用が提起する二つの主要問題
 - (4) 理性の実践的使用の基礎となる「来世」について
 - (5) 理性の実践的使用の基礎となる「神」について
 - (6) 「道徳的信」の学問的位置付け
 - (7) 形而上学固有な課題について
(以上本論集118号)
- 6 道徳形而上学の基礎論
 - (1) 純粋哲学としての道徳形而上学について
 - (2) 「善なる意思」から義務の概念への上昇的推論

- (3) 義務の概念から最高の道徳的原理への上昇的推論
 - (4) 上昇的(分析的)論証から導かれる実践的哲学の必要性
 - (5) 最高の道徳的原理から義務の概念への下降的推論
 - (6) 義務の概念から「命法」による意思規定への下降的推論
(以上本論集119号)
 - (7) 「意思自律の原則」に立脚する「善なる意思」への回帰
(以上本論集120号)
 - (8) 素描一人間に妥当する「自由の理念」の演繹
- 7 人間における実践理性能力の検証
- (1) 序論
(以上本論集121号)
 - (2) 「道徳形而上学」研究での思想の一貫性の役割
 - (3) 純粹実践理性の諸原則の性質
 - (4) 純粹実践理性の諸原則の演繹
(以上本論集122号)
 - (5) 純粹実践理性による対象の道徳的規定について
 - (6) 純粹実践理性の諸動機について
(以上本論集123号)
 - (7) 純粹実践理性の分析論の批判的検証
- 8 純粹実践理性の弁証論
- (1) 純粹実践理性一般のある弁証論について
 - (2) 最高善の概念確定における純粹理性の弁証論について
 - (3) 実践理性の二律背反とその批判的止揚
 - (4) 思弁的理性との結合における純粹実践理性の優位性
(以上本論集124号)
 - (5) 純粹実践理性の要請としての心神・靈魂の不死性
 - (6) 純粹実践理性の要請としての神の現存在
 - (7) 純粹実践理性の諸要請一般について
 - (8) 純粹理性が実践的に認識を拡張しうる理由について
 - (9) 純粹理性のある必要に基づく真実認定について
 - (10) 人間の实践的規定に賢明で適切な認識能力の均衡について
- 9 純粹実践理性の方法論
- 10 実践理性批判の結語
(以上本論集125号)
- 11 道徳形而上学・法論への導入
- (1) 法論への緒言
 - (2) 道徳形而上学のための序論

- (3) 法論のための序論
(以上本論集126号)
- (4) 法論への導入のための補遺 (曖昧な法・権利)
- (5) 法論の分類
- (6) 道徳形而上学一般の分類

12 私法・私権理論の体系

- (1) 外的諸対象を自己のものとしてもつ可能性
- (2) 外的なあるものを取得する仕方について
- (3) 物権について
(以上本号)

11 道徳形而上学・法論への導入 (承前)

(4) 法論への導入のための補遺 (曖昧な法・権利)

カントは厳密な法・権利の確固たる諸原則に、曖昧な法・権利 (*ius aequivokum*) というべきものの浮動的原理が悪い影響を与えないようにする予防措置として、強制する権能がいかなる法則によっても規定されえない法と権利を取り上げる。

「狭義におけるあらゆる法・権利 (厳格な法・権利・*ius strictum*) には、強制する権能が結び合わされる。しかし、それにあっては強制する権能がいかなる法則によっても規定されえないところの、より広い意味でのある法・権利も、なお考えられる。ところで、この真実のあるいは名義上の法・権利には二つのものがある—衡平と緊急権。それらのうちの、第一のものは強制なき法・権利ともいうべきものを、第二のものは権利なき強制ともいうべきものを、前提とする。そして容易に以下のことに気付く。すなわち、この曖昧さは、それらの解決のためにいかなる裁判官も立てられえないところの、ある疑われている法・権利の諸事例が存在するという点に、本来的に基づいている、ということである」⁽⁵⁷⁶⁾。

(576) Kant, *Metaphysik*, S. 38-39.

(a) 衡平 (aequitas)

ここでは例を挙げて説明され、損益均分商会の他の構成員よりもより仕事をしている構成員は、権利としてより多くの分配金にあずかるのが正当ではあろうけれども、裁判官にそれがいかほどかを契約等によって申し立てえないから、厳格な法では請求は却下され、もし認められるとすればそれは固有の権利を有している衡平上の裁判官（例えば王権）によってだけとなり、一見すると厳格な法は不法をなしているとも思われようが、良心までを見通しえない人間の市民法にあっては仕方のないことである（もしこの法でもかかる請求を認め得るとしたら、むしろ不正確な良心の認識を盾とした不正な裁判が横行するようになるであろう）、などの趣旨が説かれる。

「衡平（客観的にみると）は、もっぱら他者の倫理的義務（彼らの好意と親切）についての催告のためのある根拠では決してなく、この根拠に基づいて何かを要求する者は、彼の権利を基礎としているが、ただそれには裁判官のために必要とされる諸条件—それに従って裁判官がその権利の請求にどれほどに、そしていかなる仕方で満足が与えられうるのかを決定できるであろうところの—が欠如しているのである。同等の利益において取引契約される損益均分商会（Maskopei）に所属しているにもかかわらず、残余の構成員よりもより多く仕事をし、そのことにより確かに諸々の不幸（より働いているのに利益は均分で受領する不幸—筆者）を通じてなのだが、それら構成員に比してより多く損失を受けている者は、衡平によればその団体から、単に他の構成員と同等の分け前にあり着くというよりは、もっとそれ以上を請求することができる。しかしながら、本来の（厳格な）法に従うならば、彼の事例である裁判官を考えてみても、この者には契約によってはその構成員に、いかほどのものが帰属するのかを見出すための、いかなる確たる申し立てももたず、この構成員の請求は却下されるべき仕儀となるであろう。家僕（Hausdiener）のその年度の終わりまで

の賃金が、その期間内に悪化したある貨幣—それによっては彼が契約締結の際にその対価として手に入れ得たところのものを取めえないような—で支払われたこの者は、同一の数的価値だがしかし同一ではない通貨価値について、それが原因となって損害が生じないように守られる自己の権利を主張できず、衡平（聞かれることのできないある物言わぬ神性ともいうべきもの）のみを根拠のために喚起しうるだけである。なぜなら、それについては契約において何事も決められていなかったからであり、他方で裁判官というものは、不明確な諸条件に従っては、宣告することができないのである。

以上のところからはまた、衡平裁判所というものは（他人達がなす彼らの権利に関する争いにおいて）、ある矛盾を内包しているということになる。そのこと（他人達が彼らの権利について争っていること—筆者）が、その裁判官の固有な諸権利に関係しているところでだけ、そしてその裁判官が彼として処理しうるものにおいて、衡平に耳を貸すことが許され、またそうすべきなのである。例えば、王権にあって、他人が彼らの職務において受け、そして王権がそれを補償するように請願されている損害を、たとえ厳格法に従えば彼らはそれらを彼ら自身の危険に引き受けていたとの口実の下に、彼らの請求を拒否しうるだろうけれども、自ら負担するという場合である。

ところで、衡平の格言（警句・dictum）は、確かに「最も厳格な法が最大の不法である（最高の法は最大の不正・*summum ius summa iniuria*）というものである。しかしこの弊害は、それがある法的請求に関係しているとしても、法の道にあっては取り除きえない。なぜなら、かかる請求は良心裁判（天上の法廷・*forum poli*）に対してだけ適切なものであり、これに反しあらゆる法・権利の問題は、市民法（地上の法廷・*forum soli*）の前に持ち出されなければならないからである」。

(b) 緊急権 (*ius necessitatis*)

権利と誤信されている緊急権とは、自分の生命の喪失という危険がある場合に、私にいかなる害もなしていない者の生命を奪うある権能であるごとくに考えられているものなのだが、かかる主張は客観的法則によってではなく、その陳述は法廷にいかに入られるか主観的に聞かれる性質のものである。なぜなら、そのような場合に他人の生命を奪った者に、最高刑の死刑の刑罰で威嚇しても、その威嚇（まだ不確実な死）は目前の確実な自己の死を凌駕するものにはならないからである。それゆえ、かかる乱暴な自己保持の自主行為は、処罰すべきでないものではなく、処罰できないものとして判断されるのである。それゆえ、この場合の無刑罰性は客観的（合法性）なのではなく、主観的な性質のものである。これらが説得的に摘示される

「この誤信されている権利は、私自身の生命の喪失という危険がある場合に、私に害となるいかなることもなしていないある他人から、生命を奪うことのある権能なはずのものである。ここには、法論の自己自身との矛盾が含まれていなければならないのは、一目瞭然である。なぜなら、ここで問題なのは、私が彼の生命の侵奪によって予防する（非難の余地のない救護の権利・*ius inculpatae tutelae*) 私の生命に対しての、ある不正な侵害者なのではなく—そこでなら自制（自重・*moderamen*)の勧告は、決して法に属するのではなく、倫理にだけ属する—、私に対していかなることもなしていない者に対する、ある許された凶行が問題なのだからである。

この主張は、客観的にある法則が命じているところのものに従ってではなく、もっぱら主観的に—その陳述は法廷にいかに入られるだろうか—、聞かれるべきものであるのは明らかである。つまり、難船においてある他人と、同様の生命危機に瀕して、彼の避難している舟板から、自分自身が助かるためにこの他人を押し除けたところの者に、死を承認するであろうような、いかなる刑法も存在しえない⁽⁵⁷⁷⁾。なぜなら、法則に

よって威嚇とされる刑罰は、前者の生命の喪失のそれ以上ではありえないだろうからである。ところであるそのような刑法は、意図されていた効果を全くもちえないであろう。というのも、まだ不確定であるところのある害悪（裁判官の判決による死）をもってする威嚇は、確定である害悪（即ち溺死）への恐れを凌駕しうるものではないからである。それゆえ、その乱暴な自己保持の自主行為は、おそらく処罰すべきでない（*inculpable*）ものとしてではなく、処罰できない（*inpunibile*）ものとして判断されるべきなのである。そしてこの主観的な無刑罰性は、諸々の法論により、ある驚くべき混同というべきものを通じて、ある客観的なそれ（合法性）とみなされているのである。

緊急権の格言はこうなる—「緊急はいかなる命令ももたない（緊急は法をもたない・*necessitas non habet legem*）」。そしてそれにもかかわらず、不法であるものを合法にするであろうようないかなる緊急も、存在しえないのである」⁽⁵⁷⁸⁾。

最後に、これら二つのものの二義性は、主観的根拠が客観的根拠と混同されているところから生じており、前者は客観的法則によって判断されるための確証のない、主観的権利に過ぎず、後者もまた客観的法則によって判断されえない裁判所が主観的に与えるかもしれない寛大である、などが説かれる。

「以下のことが解る。それは、両方の法的判断（衡平および緊急権に従う）において、二義性（*Doppelsinnigkeit*・両義性・*aequivocatio*）は法実行（理性の前でのそしてある法廷の前での）の主観的諸根拠と、客観的な

(577) この後に続く説明からは、刑法の処罰規定が、ある特殊な状況下での行為を主観的に抑止する効果はもちえなかったに相違ないと、裁判官がどうしても判断せざるを得ないときでも、自らが抑止する効果をもたなかったと認定されているその者の行為について、なおそれは処罰しえないものではなく、裁判所が必ず処罰すべきものであるとまで要求できるいかなる刑法も存在しない、という意味と思われる。

(578) Kant, *Metaphysik*, S. 41-42.

それらとの混同から生じており、その際に（両方の判断の際に一筆者）においては、誰かが自分のために自分で良い根拠をもって正当と認識することが、裁判所の前では確証を見出しえないのであり、また彼自身が自分において不正と判断しなければならないことが、全く同一のもの（裁判所一筆者）から寛大を得るのである。なぜなら、それら二つの場合において、法・権利の概念が一様な意味（厳格な法で説かれていたところの一筆者）においては、解されていなかったということだからである」⁽⁵⁷⁹⁾。

（5）法論の分類

（a）法的義務の一般的分類

ここでは、これからの考察にとって極めて重要な、自己を他者との関係でも常に目的となすべき内的義務、他人に不法をなさない外的義務、および各人が自己を目的とすることにつき尊重し、各人に彼のものが保たれるような状態に参入するという、先の内的義務への外的義務の包摂により導出される義務、の分類がウルピアースのそれを基礎としながら、説かれる。

「この分類は、ウルピアースに従って、非常によくなされうるが、その際には彼の諸定式に、なるほど彼自身はその時に明瞭に考えていなかったかもしれないが、しかし彼の諸定式がそこから展開することを許す、あるいはそこに読み込むのを許す、ある意味を付加するとすればではある。それらは次の通りである。

- 1) 一人の正しい人間であれ（正しく生きよ・*honeste vive*）。法的尊厳は、他人との関係において、彼の価値を一人の人間のそれとして主張することからなり、その義務は次の命題によって表される—『他者に対して君を単なる手段とせず、彼らにとって同時に目的であれ』。この義

(579) Kant, *Metaphysik*, S. 42.

務は、我々自身の人格における人間性の権利に基づく拘束性として、以下において説かれるであろう（正しさの法・*lex iusti*）。

- 2) 何人にも不法をなすなかれ（何人も害するなかれ・*neminem laede*），そしてたとえ君がそのために、他者との一切の結合から離脱し、一切の社会から遠ざからなければならないにせよ（合法性の法・*lex iuridica*）。
- 3) （もし君が、社会から遠ざかりえないのであれば）各人に彼のものが保たれうるような（各人に彼のものを帰せ・*suum cuique tribue*）ある社会へ、他者とともに参入せよ。その最後の定式が、もし『各人に彼のものを与えよ』と訳される場合には、ある背理を言明するものとなろう。なぜなら人は、誰にも彼が既にもっているあるものを、与えたりはできないからである。それゆえそれが意味をもつべきならば、それは次の内容でなければならないだろう—『各人に彼のものが、いづれの他者に対しても、保たれうるようなある状態に参入せよ（公平の法 *lex iustitiae*）』。

かくして、以上三つの古典的定式は同時に、内的な、外的な、そして前者の原理から包摂による後者の導出を含むところのものにおける、諸義務の体系の分類諸原理なのである」⁽⁵⁸⁰⁾。

(b) 法・権利の一般的分類

権利の分類では、自然的法則・自然法における法・権利と実定的法・権利のそれ、生得的権利と取得の権利のそれ、が挙げられ、そして特に生得的権利は生得的自由の原理の内にあるから、唯一のものとして考えられるべきであること、あえてそれを権利（内的な私のもの・君のもの）としたのはそれに関する争いがある場合に、様々な法的権限と同様に、様々な方法で主張しうるようにするためであること、しかし法論の分類が関係せし

(580) Kant, *Metaphysik*, S. 43-44.

められるのは外的な私のもの・君のものであること、が指摘される。

〔1〕ア・プリオリな純粹諸原理に基づく自然法における、体系的理論としての法・権利 およびある立法者の意思から発している実定的（法規的）法・権利。

2) 他人を義務付ける（道徳的な）能力としての権利、即ちそれらの能力（権原・titulus）を含むある法則的根拠としての権利、それらの能力の上位分類は、生得的権利と取得の権利であり、その第一のものは一切の法的行為とは独立に、各人に生来的に帰属するところのそのような権利であり、第二のものはそのためにあるそのような行為が要求されるそれである。

生得的な私のものおよび君のものは、内的（内的な私のあるいは君のもの・*meum vel tuum internum*）とも称されうる。なぜなら、外的なものは、常に取得されなければならないからである^{〔581〕}。

〔生得的権利は唯一のものだけである

自由（他者のある強要的恣意選択からの独立性）は、それがいずれの他者の自由ともある普遍的法則に従って調和して存しうる限り、唯一の、根源的な、あらゆる人間にその人間性によって帰属する権利である。生得的平等、即ち人が相互的に他者をまた拘束しうる以上には、他者によって拘束されない独立性。彼自身の（彼の権利の・*sui iuris*）主人であるとの資格、同様に一切の法的行為より前において、そもそも決して誰にも不法をなしたということがないゆえの、非難されない人間の資格。最後にまた、他者に対してそれ自体として彼らに彼らのものを侵害するものではない—彼らがただそのこと（侵害すること・筆者）を引き受けようと欲しただけではないとして（他者にそう欲せられた侵害をなす人間性に基づく自由はない・筆者）—ことをなす権能。彼らにただ彼の考えを伝えること、彼ら

〔581〕 Kant, *Metaphysik*, S. 44-45.

に何かを話すあるいは約束すること—それが真実のそして正直なことであれ、あるいは虚偽のそして不正直なことであれ（真実または虚言 *veriloquium aut falsiloquium*）—、そのような権能が存する。なぜなら、彼らが彼を信じようと欲するのか否かは、もっぱら彼らにかかっているのだからである⁽⁵⁸²⁾。これらすべての権能は、既に生得的自由の原理の内にあり、そして実際にもそれから区別（あるより高次の法概念の下にある分類上の諸項目のごとくには）されない。

あるそのような区分けが、そのゆえに自然法・権利の体系に導入されたところの意図は、それによって以下のことを目指している。それは、ある生得的権利についてある争いが生じそして挙証が誰の責任となるのか—疑われている自主行為についてであれ、あるいはその自主行為が認定されている場合には、ある疑われている権利についてであれ—という問題が登場する場合に、自己のかかる義務を拒絶するところの者は（誰も自己の人間性を挙証する責任を負わないとの理由で—筆者）、彼の自由の生得的権利（いまや彼の多様な諸関係に従って詳細化されているところの）を、方法としてそして様々な法的権限に従ってというのと同様に主張しうる、ということである。

(582) 「故意に、たとえ軽率な仕方であるにせよ、虚偽をいうことは、なるほど何気ない嘘（だまし・*mendacium*）と呼ばれるのが常であり、その理由はそれが少なくとも、それを無邪気に繰り返していう者が、騙されやすい人として他者の笑い草になる、その限りではまた害しうるからである。しかしながら、法的意味においては、ある他者に対して直接的に彼の権利に損害を与えるところのそのような虚偽だけが、嘘と称されることとなる。例えば、誰かと締結されたある契約の不正な詐称—彼から彼のものを奪うための（狡猾な虚言・*falsiloquium dolosum*）。そして非常に類似した諸概念のこのような区別は、根拠のないものではない。というのも、彼の諸々の考えの単なる言明の場合には、他者にとってはそれらを彼の意図する通りに仮定するかは常に自由なのだからである—この者はその言説が信用されえない人間であるとの根拠のある陰口を通じて、彼を嘘つきと呼ぶ非難に近く接して、ここで法に属するものを、倫理に親しむものから区別する境界線が、かろうじて区分けできるというほどであるのだけれども」(Kant, *Metaphysik*, S. 46)。

ところで、生得的なそれゆえ内的な私のものと君のものは、いかなる諸権利でもなく、一つの権利としてだけ存在するのであるから、この上位分類（私のもの、君のもの—筆者）は、内容においてはなほだ不均等な二つの項目からなるものとして序論に配され、そして法論の分類が関係せしめられうるのは、外的な私のものおよび君のものだけである^{〔583〕}。

（6）道徳形而上学一般の分類

（a）法義務と徳義務が相違する理由・道徳論が義務論となる理由

徳義務が法義務とは異なって、外的立法ができないのは、それが内心的意思上の行為（どんな目的を意欲して生きるべきか）である内的行為であるがゆえに、各人が自分でかかる目的を自発的にもつように命じなければならないからであり、また道徳論が義務論となるのは、我々が義務命令的な道徳的法則によってだけ、我々の自由を認識できるようになるからである。これらのことが以下で再確認される。

「すべての義務は、法義務（法上の諸義務・*officia iuris*）即ちそれに対する外的立法が可能な義務であるか、それともそれに対するそうした立法が不可能な徳義務（道徳上の義務ないしは倫理・*officia virtutis s. ethica*）であるかの、どちらかである。ところで、後者がどうしていかなる外的立法にも服さないかといえば、それらはそれが（あるいはそれをもつことが）同時に義務であるような目的に関係しているからである。実際に自分に目的を設定するということは、いかなる外的立法によっても、成就されえないことである（なぜなら、存在するのは感性・情緒上のある内的行為だからである）—こうした目的に通じているような外的行為というのなら、その主体がそれを自分に目的とすることなしに、命じられうるであろうが。

ところで、どうして道徳論（道徳学）は、通常的に（特にキケロによつ

〔583〕 Kant, *Metaphysik*, S. 45–47.

て)は諸義務の理論と命名され、そして諸権利のとも命名されることはないのだろうか。そこでは、一方のものが他方のものに関連しているというのに。その理由は次の通りである。すなわち、我々は、我々自身の自由(それにすべての道徳的諸法則が、従ってまたすべての権利並びに義務が基づいているところの)を、ある義務命令的な道徳的命題—後にそこから他者を義務付ける能力、即ち権利が展開されるところの—によってだけ、認識しうるということである」⁽⁵⁸⁴⁾。

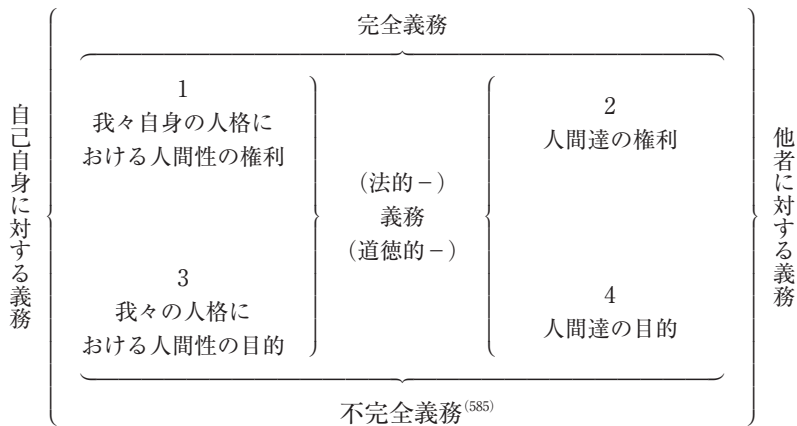
(b) 諸義務の客観的法則および主観的關係による分類

カントは既に、義務を完全義務と不完全義務とに分類して、前者はそれに反する格率(信条)が直ちに自己矛盾となり(内的不可能性をもつことになる)、その帰結として普遍的法則となりえなくなるもの(厳正な免れえない義務)であり、後者はそれに反する格率(信条)にかかる矛盾(内的不可能性)はないが、それを欲することが意思の自己矛盾となるために、結局のところ普遍的法則とはなりえなくなるもの(功労的義務)である、と説明していた(前掲6・(6)(d)参照)。すると厳正な免れえない義務(完全義務)は、道徳的法則が不可侵な各人の法的権利としているものに対応するであろうし、我々(人間一般)の意思が意欲すべき義務(不完全義務)は、道徳的法則が意欲すべきだとする道徳的目的に対応するであろう。そして第一のものは、身体的諸規定を帶有している人間として考えられる各人(各主体)の人間性の権利や人間として有しうる権利に関する義務であり、第二のものは超感性的な我々(人間一般としての諸人格)に関する義務であるのも明らかである。こうして、我々がもつべき自己自身に対する義務、および他者に対する義務は、次のように分類されるはずである。カント自身の説示は簡潔なものである(のちの徳論においてより詳細に論じられる)。

(584) Kant, *Metaphysik*, S. 47-48.

「諸義務の理論においては、人間は完全に超感性的な彼の自由能力の特性に従って、それゆえまた身体的諸規定から独立した人格性（観知上の人間・homo noumenon）として、正に同一の、しかしそれら身体的諸規定を帯有している主体、人間（現象上の人間・homo phaenomenon）から区別して、表象されうるしまたされるべきであるから、そうである以上は権利および目的も、再度かかる二様の特性において義務に関係して、次のような分類を与えることになるだろう」。

義務に対する法則の客観的關係による分類



次に登場する主観的關係での考察では、この経験的世界で生きる人間が、権利と義務の法的關係で結ばれうるのは、同等にその存在が目的とされるべき（その外的行為の自由が共に調和して実現されるべき）人間だけとなる理由を、考えられる限りの主体を分類的に想定しながら示される。特に神との關係では、我々が無限の進行において道徳的法則とそれが課す義務に志・心意を完全に一致させること（完全な徳の実現）ができるときには、神は「最高善」を約束しているのであるが、それは我々が行為の格率（信

(585) Kant, Metaphysik, S. 48-49.

条)における志・心意をして「最高善」への低い段階からより高い段階を内的に目指すための前提として、この方の存在が要請されると考えているのであるから、純粋に思惟された関係における義務なのであって、決していかなる外的義務付け主体も考えられない超越的義務であるとの趣旨が、説かれている。

「それらに関して権利と義務とのある関係が考えられる（それが許容されているものであれ、許容されていないものであれ）ところの諸主体が、様々な諸関係を承認するのであるから、この観点においてもまた、ある分類がなされうるであろう。

義務付けるものと義務付けられるものとの主観的關係による分類

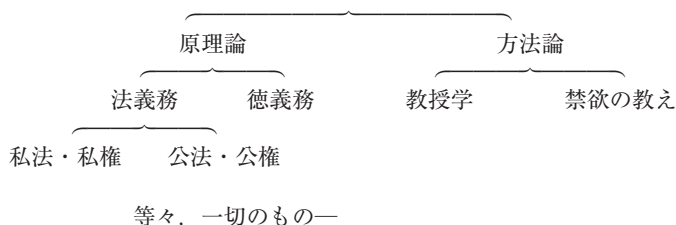
1	2
人間と、権利も義務も持たない存在者との法的関係。	人間と、権利および義務をもつ存在者との法的関係。
なし	実在する
なぜならそれは、我々を拘束したりもしない、我々がそれらによって拘束されることもありえない、理性のない存在者だからである。	なぜなら、それは人間と人間のある関係だからである。
3	4
人間と、義務のみをもちいかなる権利も持たない存在者との法的関係。	人間と、権利のみをもちいかなる義務も持たない存在者（神）との法的関係
なし	なし
なぜならそれは、人格性のない人間であるだろうから（隷属民・奴隷）。	即ち純粋哲学においては。なぜならいかなる可能的経験の対象も存在しないから。

それゆえ2番においてだけ、権利と義務との間のある現実的關係が見出される。4番にもまた見出されない理由は以下のとおりである。なぜなら、超越的義務であるだろうから、即ちいかなる外的な義務付け主体も、対応して与えられえないあるそのようなもの、従ってその関係は理論的観点に

においてここでは理想的な (ideal) だけである、換言すればある思考物に属するものだからである。—その思考物は、我々が我々自身に与える、だがしかしその完全に空虚な概念によってではなく、我々自身および内感の諸格率 (信条) との関係において、ゆえに実践的な内的観点において、実り多いその概念によって与えるものであり、その概念においては実際にまた我々の完全に内在的な (実行しうる) 義務はかかる純粋に思惟された関係においてだけ存するのである」⁽⁵⁸⁶⁾。

(c) 道徳学—諸義務一般のある体系としての—の分類について

最後の分類として、道徳学のそれが掲げられる。



「形而上学的基礎にまで、普遍的諸原理が完全に探索される場合には、単に素材だけでなく、ある学問的な道徳理論の建築術的形式を含む」⁽⁵⁸⁷⁾。

* * *

いまの分類によれば、法・権利の最高分類は、私法・私権と公法・公権ということになるが、これから展開される法論の最後の準備として、それらの区別が論じられる。

「自然法・権 (Naturrecht) の最高分類は、自然的法・権利 (natürliche Recht) と組織的法・権利 (gesellschaftliche Recht) におけるそれではなく (時々なされているように)、自然的法・権利と市民的法・権利におけるそれで行なければならない。それらの第一のものは、私法・私権と称され、第

(586) Kant, Metaphysik, S. 50-51.

(587) Kant, Metaphysik, S. 51.

二のものは公法・公権と称される。なぜなら、自然状態には組織の状態ではなく、市民社会的状態が対置されるからである。というのも、自然状態の内にはなるほど十分に申し分なく組織が存在しうるのが、しかし市民社会的な組織（公的諸法則を通じて私のものと君のものを保たせる）のいかなるものも全く存在しえないからである。それゆえ第一のもの（自然状態—筆者）における法・権利は、私法・私権と呼ばれる」⁽⁵⁸⁸⁾。

12 私法・私権理論の体系

(1) 外的諸対象を自己のものとしてもつ可能性

(a) 序 論

カントがこれから説こうとする私法・私権理論は、確かにア・プリオリな法上法則に基づくのであるが、だからといってこの理論は過去と未来を含めていかなる時代にも妥当するような前提には少しも立っていない。なぜなら、いかなるア・プリオリな法上法則も、その適用される具体的行為（外的行為）が、現前の現象的世界（経験的世界）でなされうるのでなければ—なされる可能性のための経験的諸条件が完全に備わっているのではなければ—、遂に我々の外的行為を規律する規則とはなりえないからである。換言すれば、我々の外的行為としての意思的行為は、確かにア・プリオリな法上法則に従いうるものではあるが、しかし同時にかかる行為はこの現象的世界で経験的存在相をもたなければならないから、因果性の法則—それは道徳的法則に基づくア・プリオリな起因性を排除するものではないが、だからといって自らの自然法則たる妥当性を少しも減ずるものではない—に従ってでなければ存在しえず、そのような行為を規律しようとする法上法則もまた結局のところ無意味となるからである。それゆえここ

(588) Kant, *Metaphysik*, S. 52.

で提示されている私法・私権理論は、この哲学者が現前に見ていたに違いない、都市を中心にそこでの高度な社会的分業（職業の高度な専門化）、およびその帰結として頻繁な取引を基盤とする共同社会が、人々に対し存在することを可能とさせる具体的行為（意思的行為としての外的行為）について規律する目的で、ア・プリオリに演繹した法上法則に基づくものではない。

すると、この哲学者がかかる規律の説示をなすにあたって、ア・プリオリに演繹した法上法則なのに、どうして空間と時間に従う現象界に属すること疑いない我々の具体的行為（外的行為）に対して、適用可能性をもったりできるのか、その理論をもっていなければならない。そしてそれこそが先に示された自由のカテゴリー（純粹悟性概念）の理論なのである。というもこのカテゴリーは、その示している要素だけがア・プリオリな法上法則に従いうる（あたかも自然のカテゴリーの示している要素だけがア・プリオリな自然法則と親和性があるごとく）と教えるのだからである（前掲7・(5)・(b) および注380参照）。

『法とは、ある人の恣意選択が他人のそれと、自由の普遍的法則に従って調和させられうるところの、諸条件（自然的実践法則および実定的実践法則が課す諸条件）の総体である』。これがカントによる法の定義であった。そうするとここでの課題は、現前の共同社会において可能な外的行為を規律する法を確立するためには、いかなる法的論点を選定してかつそれらを普遍的なものから特殊なものへと振り分けつつ、特殊なものをより普遍的なものから導く演繹的推論を駆使して、一つの法体系としての私法・私権理論を築きうるか、というものとなる。この哲学者が、社会的分業（職業の高度の専門化）の徹底と、その帰結としての頻繁な取引をなして、人が生きてゆかなければならない現前の共同社会をみて、そのような社会において最も普遍的な（不可欠な）法的論点として選定したものは、『我々に外的なものの法的占有・支配はいかにして可能か』という問題で

あり、そしてその解決を自由のカテゴリーの内の「関係」のそれによって考究しようとする。

(b) 「関係」のカテゴリーに基づく諸対象

カントはまず、現前の経験的世界で各人の調和した外的自由のための最も普遍的な法的論点（他の論点に最大限の演繹上の影響を与える）は、我々にとって経験的占有・支配が可能な諸対象について、かかる占有・支配を経験的ではなく法的に規律する法則と、それに基づく占有・支配（我々が叡知界・悟性界にも属すると想定できることから理念としてもちうる叡知的占有・支配）により、いかに規律すべきかにあると判断して、その解決のために前記した「関係」のカテゴリーに依拠する。そしてこのカテゴリーは、こうして立てられたいまの普遍的な法的論点について、直ちにこう教えるであろう。すなわち、そのような占有・支配について、経験的世界が空間と時間に従っているがゆえに適用可能性をもつところの、ア・プリオリな法上法則と理念で規律できると予め決定されているのは、第一に道徳的法則に従い意思を通じて自由な起因性をもつ人格とみなされるべき人と、そのような起因性をもたない客物の占有・支配関係、第二にかかる人格とみなされるべき人が他の人格とみなされるべき人の状態を一方向的に占有・支配する関係、第三にかかる人格とみなされるべき人相互間で、同時に一つまり相手方の自己への占有・支配がなければ自己の相手方に対する占有・支配も決してありえないという仕方で一占有・支配しあっている関係だけだということである。これはあたかも、人の自由な起因性を経験的認識における実体の起因性に必ず対応させて、法上法則をア・プリオリに思惟してゆけば、「実体と偶有性・付属性」「ある実体の他の実体の状態に対する影響」「諸実体の相互的影響」の自然法則を範型として、その思惟された規則が普遍的法則（いかなる経験的な要素も入り込んでいない法則）であるのを確認しながら、経験的世界での我々に外的な何かあるものに関する前述した三つの関係を、ア・プリオリに（それゆえに我々

の外的自由が必然的に調和して実現されるように) 規律するのが可能となるという教えでもある。かくして理性的存在者としての人間は、「関係」のカテゴリーが経験的世界での行為の実質を全く含むことなく、我々の恣意選択の形式の観点から問題となしうる三つの関係について、ア・プリアリな(全く経験的なものを含まない)法上法則によって、しかし経験的世界に生きる自分達の経験的行為を(カテゴリーを介して)規律することができるのである。

(c) 客物に対する法的占有・支配の概念

最初にまず、我々の社会で不可欠な様々な客体の使用に関するア・プリアリな規律をなすための、人格と客物との関係が取り上げられ、法上法則に基づく法的占有・支配が、経験的なそれから厳密に区別されなければならない理由が説示される。

「法的な私のもの(法上の私のもの・*meum juris*)とは、それについてある他人により、私の同意なくそうと欲されているその使用が、私を侵害することになるであろうように、私がそれと結び合されているところのものである。使用一般の可能性の主体的条件は占有・支配である。

ところで、外的なあるものが私のものであるのは、次の場合だけであろう。すなわち、他人がある客物についてなす使用によって、私がつたえそれを占有・支配していなくても、私はそれでもなお侵害されうることがありうると前提してよい場合である。それゆえ、もし占有・支配の概念がある別異なる意味を、すなわち感性的占有・支配と叡知的占有・支配(我々がア・プリアリな理念としてだけ思惟しうるもの)という意味を受け入れるのでなければ、そしてまた一方の下で物理的占有・支配が、他方の下で純粋に法的な占有・支配が、同一の対象について理解されうるのでなければ、外的なあるものを彼のものとしてもつというのは、自己矛盾である。

ところで、ある対象が私の外にあるという表現が意味しうるのは、それは私からのみ区別された対象であるということか、あるいはまた空間もし

くは時間において、別の位置 (positus) に存する対象ということかの、いずれかである。理性的占有・支配としてのそれが考えられうるのは、第一の意味においてのみである⁽⁵⁸⁹⁾。第二の意味である場合には、その占有は経験的占有・支配と呼ばれなければならないであろう。叡知的占有・支配（あるそのようなものが可能である場合には、所持なきある占有である）⁽⁵⁹⁰⁾。

(d) 客物の使用に関する実践理性の法的要請

法は、各人の外的行為の自由が共に調和して実現されなくなる行為の形式を、不法なものとして禁止しなければならないだけで、そのようなことのない外的行為の形式は許容してしなければならない。さもなければ法が各人の外的行為の自由を理由なく制限する自己矛盾となるであろう。それゆえかかる法の自己矛盾を回避するためには、各人が客物に対して私のもの・君のものとして、法的占有・支配をもつことが要請される。一見すると余りに簡単な正当化によって、今日まで私法・私権の基本原則とされてきた「私的所有」を認め、それに反して無主物として行為する格率（信条）を不法と断じている印象を受けるが、この哲学者がそれでもかかる正当化を私法・私権理論の冒頭に、しかも要請の名で提示した深い真意は、決して見落されるべきではない。というのも、法上法則が外的行為における自由の調和的実現に反しないとして許容しているにもかかわらず、客物は法的にすべて無主物として扱おうとしたり、すべて国有として扱おうとするのは（換言すれば各人には外的客物の占有・支配を認めまいとするのは）、理性的存在者としての人間（各個人）に最も大切なア・プリオリな法上法則を離れて、それゆえに実践的自由の最高目標から逸脱して、「最大幸福の実現」などの実践的自由よりも見た目に派手でもっともらしく映

(589) 法的（理性的・叡知的）占有・支配は、経験的（物理的）占有・支配とは完全に区別されなければならないがゆえに、空間と時間の条件を完全に捨象した純粋理念でなければならないからである。

(590) Kant, *Metaphysik*, S. 55-56.

るだけの経験的目標（それが客物はすべて無主物とする理論と結び付くと、全体主義への萌芽となるような危ない要素を孕みうる）を標榜しながら、現象的存在者としての人間に軽率に受容されるかもしれない虚偽の法理論と社会システムへと先導する危険な道となるからである。我々は、誤ってこの道を進んだ社会の人民が、虚偽の法理論とそれに基づく社会システムによって、どれほど自由から（創造的な生き方から）遠ざけられていったか、そして事実上の権力掌握者達がなおそのような社会システムを維持しようとして、捏造した法理論を駆使しながらどれほど人民を抑圧しようとしたか（一部では現在もしているが）、まだ鮮明に記憶に留めている。おそらくカントには、この人間にとって最も邪悪な道へと誘うかかる理論が、やがて現れるかもしれないとの予感もあって、現前に存在しつつあった「社会的分業と取引の飛躍的増大」を基盤とする市民社会において、各人による自己の創造性を発揮した生き方が実践的自由に最も適っているとの理性的判断⁽⁵⁹¹⁾から、そのためには各人が客物の使用について、法的占

(591) 後の徳論において説かれるのであるが（ここでは簡略化した説明にとどまる）、道徳的法則は我々の内的行為（内心的意思上の行為）として、「各人は自己の創造性の陶冶につき完全性を欲せよ」「他者もこのような完全性を目指す存在であることを尊重して、その完全性に至当となる幸福を受けるようにと欲せよ」という二つの命法により、我々が相互に創造的に生きることを尊重し合うように命じているのであるが（とりあえず坂本武憲「序論—民法（財産法）教育のあり方について」（掲掲注2参照）をご参照いただきたい）、法論はこの各人が目指すべき最高目標と合致したア・プリオリな法上法則を提示すべきなのである。この点からカントは「社会的分業と取引の飛躍的増大」を内包する現前の共同社会にあって、各人が創造的な職業を営むために、「外的な私のもの」・「外的な君のもの」をもつことについて、法上法則はそれを許容しているだけでなく、後出のごとく各人がお互いにそれをもっているものとして行為しあうのは義務であるとの思惟をなしているのであるが、これ以外にカントが目の前にみえていた社会で、各人が唯一にもの手段となることなく、無条件的自由を確保して、生きる術などおよそ着想できなかったはずであり、当然ながらかかる法理論は徳論にも合致するものとして正当とされなければならない。

有・支配をもつことこそ、第一の法的要請であると肝に銘じて教えておきたかったに違いなからう。以下の説示からは、歴史の荒波を乗り越えて、その深い真意が今日の我々の胸に、完全な正しきで生き生きと伝わってくるかのように感じられる。

「私の恣意選択の外的対象は、いずれもそれを私のものとして、もつことが可能である。換言すれば、ある格率（信条）にあつて、もしそれが法則となるとすると、それに従えば恣意選択のなんらかの対象が、それ自体として無主物（何人にも属さない物・*res nullis*）とならざるをえないであろうごときそれは、法に反する。

その理由は次のとおりである。私の恣意選択の対象とは、私によるその使用が物理的に私の力の内にあるところのものである。だがもし仮にこのものの使用をなすことが、法的には全く私の力の内にないとするれば、言い換えれば普遍的法則に従って、各人の自由と調和しえない（不法である）とするれば、自由は使用可能な対象を（各人が主体となる一筆者）一切の使用可能性の外に追いやることによって、すなわちそれら対象を無に帰せしめ、無主物とすることによって、みづからその恣意選択上のある対象に関して、その恣意選択上の使用を放棄することになるだろう—恣意選択は形式的には客物の使用について普遍的法則に従って各人の外的自由と調和するかもしれないものかかわらず。ところで、純粹実践理性は恣意選択行使の形式的法則以外のいかなるものも基礎付けるのではなく、それゆえ恣意選択の実質を、即ちそれが恣意選択の対象でありさえすれば、客体の残余の性質を捨象するものであるから、純粹実践理性はあるそのような対象に関して、その使用の絶対的禁止を含みえない。なぜならこのことは、（各人における一筆者）外的自由の自己自身との矛盾であろうからである。ところで、私の恣意選択の対象とは、それを随意に使用する物理的能力を私がもっているところのもの、その使用が私の可能力（*Macht* 活動力・*potentia*）の内にあるところのものである。これと区別されなけ

ればならないのは、そのような対象を私の支配力・Gewaltにおいて（私の支配力に属させるために・in potestatem meam redactum）もつことである。そのことは単にある能力であるというだけでなく、恣意選択のある行動をも前提としているのである。しかし、単に私の恣意選択の対象としてのあるものを考えるためには、それが私の可能力の内にあると私に意識されていれば十分である。従って、私の恣意選択のいずれの対象も客観的・可能的な私のもの又は君のものとしてみなし、取り扱うことは、実践理性のア・プリアリなある前提なのである、

かかる要請は、実践理性のある許容法則と呼ばれうるのであり、法・権利一般上の純然たる諸概念からは理解しえないであろう権能を我々に与える。すなわち、我々の恣意選択のある諸対象の使用を、我々が最初にそれらを我々の占有・支配に置いたという理由で、それらの使用を差し控える拘束性一さもなければ法・権利の純然たる諸概念はもちえなかったであろうところのもの—を他のすべての者に課すそのような権能である⁽⁵⁹²⁾。理性はこのことが法則として妥当することを欲し、しかもかかるその要請を通じて自らを拡張する実践理性としてそうするのである」⁽⁵⁹³⁾。

すると客物に対する法的占有・支配とは、ある人格の彼とは区別される客物ではあるが、しかしそれとの間に認められるべき法的結合というべき

(592) 後に詳述されるのであるが（後掲（2）・（a）参照）、本文で記述されている法的占有・支配を正当化するプロセスとして、まず人間は土地を含めての客物につき、各人がそれらを自由に使用するために共同保有している状態が前提となって、最初にある客物を使用する者の使用がかかる共同保有によって正当とされ、そしてその後にかかる使用が根拠となって、この者に法的占有・支配が帰属するのだからなければならない。なぜならその客物を最初に使用した者がいるにもかかわらず、別の者が法的占有・支配をもち、前者の使用を妨げうるというためには、その客物がまずは人間に共同保有されていたのではなく、原初的に後者の法的占有・支配に属していたと説明しえなければならないが、そのような正当化は全く不可能だからである。

(593) Kant, *Metaphysik*, S. 56-58.

ものであり、それゆえ自己の同意なきその客物の使用が不法となると主張しうるのは、彼が「私のもの」としてのかかる占有・支配（結合関係）をもっているがゆえだということになる。他の（客物以外の）外的なものを含めた法的占有・支配の概念の解明へと進む準備として、そのような確認がなされる。「ある客物を彼のものとして持っている」と主張しようとする者は、ある対象を占有・支配していなければならない。なぜなら、もし彼がその占有・支配にないとするれば、彼の同意なしに他人がなすその使用によって、この者が侵害されることはありえないだろうからである。というのも、この者と何ら法的に結合していない彼の外にあるかかる対象に、なにごとかが作用したとしても、それは彼自身に作用したことにも、従ってまた彼に不法をなすことにもなりえないだろうからである」⁽⁵⁹⁴⁾。

(e) 三つの外的対象に対する法的占有・支配の解明

これまでの客物に対する法的占有・支配を実例によって敷衍しながら、それ以外の二つの外的対象に対する経験的占有・支配とは区別されるべき法的支配・占有について、それらがどのような概念内容となるかが、次に解明される。

「私の恣意選択の外的諸対象については、次の三つだけがありうる—自由の法則に従っての、私と外的諸対象との間での、実体、起因性、および共存性のカテゴリーによって。①私の外に存するある（有体的な）客物 ②ある他者によるある特定の自主行為への恣意選択 ③私との関係におけるある他者の状態。

a) 私が空間におけるある対象（ある有体的客物）を、私のものと呼ぶうるのは、たとえ私がそれを物理的に占有・支配していなくても、にもかかわらず別種の実効的な（それゆえ物理的ではない）占有・支配下にあると主張しうる場合において、他にはない。そこで例えば、私があるリング

(594) Kant, *Metaphysik*, S. 58.

を私のものと称するのは、私がそれを私の手の中にもっている（物理的に占有・支配している）がゆえではなく、たとえ私がそれを手から放して、どこへなりと置いても、『私はそれを占有・支配している』という場合だけのことであろう。同様に、私がそこに居留しているある土地についても、そのことのゆえにそれは私のものだとはいいえないのであって、そういっているのは、たとえ私がこの場所を立ち去ったとしても、なおそれは私の占有・支配下にあると主張することが許される場合だけであらう。なぜなら、第一の（経験的な占有）の場合—経験的（物理的）占有・支配だけが成立するという場合—筆者—には、そのリングを私の手から奪い取ろうとしたり、私の居留場所から私を引き立てようとする者は、なるほど確かに内的な私のもの（自由上の）に関しては、私を侵害することにはなろうが、しかしもし私の方で所持していなくても対象を占有・支配していると主張しうるのでなければ、外的な私のものを侵害したことにはならないであらうし、従ってまた私がいこれらの対象（リングや居場所）を、私のものと呼ぶことも不可能とならうからである。

b) 私が他者の恣意選択によるある者の給付を、私のものと称しうるのは（つまりそれを現実に占有・支配するか否かは私の自由決定に委ねられているが、しかし誰に対してもその給付が私のものとなりうるように行為すべしと主張しうるのは—筆者—）、彼の約諾（Versprechen）と同時に（要物契約によって 物により締結されるところの契約・pactum re initum）この給付が私の占有・支配に達したと、ただもういつてしまいうる場合ではなく、その給付の時期はまだ到来するのではないけれども、他者の恣意選択を占有・支配している（この他者をして給付へと規定するために）と主張することが許される場合だけである。このことによって、他者の約諾が総財産（能動的負債・obligatio activa）に帰属し、私はその給付を私のものに算えうるのであるが、しかもその約諾されたものを（第一の場合のように）既に占有・支配下に保持している場合だけでなく、まだこ

のものを占有・支配していなくても、そうしうるのである。それゆえに私は、時間条件に制約された占有、つまり経験的占有・支配には係っていないものとしての私自身が、それでもこの対象を占有・支配していると考えることができなければならないのである。

c) 私が妻を、子を、僕婢を、そして一般に他の人格を、私のものとしてもつと称しうるのは、私が現に私の家 (Hauswesen) に所属するものとして命令したり、もしくは彼らを圈内にそして私の力と占有・支配の下に保持したりしているがゆえではない。そうではなく、たとえ彼らがかかると強制から免れたとしても、従ってまた私が彼らを (経験的に) 占有・支配していなくても、彼らがどこであれいかなる時であれ生存している限りは、私は彼らを私の単なる意思のみによって、それゆえに純粹に法的に、占有・支配しているといえる場合である。だから後者のことを主張できるときにだけまたその限りで、彼らは私の保有するもの (Habe) に属することになる」⁽⁵⁹⁵⁾。

(f) 外的な私のもの・君のものの概念の定義

いまの外的な私のもの・君のものの解明は、確かにカテゴリーに基づくア・プリアリな方法であり、経験的なものを含まないのであるが、しかしそこでのカテゴリーの使用は、経験的諸対象にそれを当てはめて、実際にそれら対象が三つの異なった範疇のものとして、ア・プリアリに区別されうることを示すための (しかも経験的実例を用いての) 説示であった。そこで、外的な私のものの説明も、私が法的占有・支配をもつがゆえに、私によるそれらの随意的な使用 (占有・支配) の妨げという行為が、侵害 (不法) となるところの私の外にあるものという、かかる占有・支配が経験的世界で私に与える法的効果との関係で、なされていたのである。もちろん、このような効果の側面からの説示の仕方は、経験的諸対象を三つに区別さ

(595) Kant, Metaphysik, S. 59-61.

せるための「外的な私のもの」の概念について理解させる、最も有効なものであるだろう。しかしそれは、この概念が客体を区別させうるとの説示に有効なだけの、名目的説明なのであり⁽⁵⁹⁶⁾、経験的世界でそのような効果を生じさせる法的権能・権限としての「外的な私のもの」それ自体の本質的説明ではない。なぜなら法的権能・権限としての「外的な私のもの」の本質は、経験的な「外的な私のもの」とは完全に区別されなければならない、というところになければならないからである。すると、経験的なものに全く依拠しない、外的自由の調和的实现を命ずる前述した法上法則から演繹される本質的説明（即ち定義）は、『外的な私のものとは、たとえ私がそのものを占有・支配していなくても（その対象の所持者でなくとも）、その使用について私を妨げることが侵害となるであろうところのものである』ということになる。ここでは「関係」の категория が、外的なものの法的占有・支配のア・プリオリな理念を形作るために使用されており（あたかも「神」のア・プリオリな理念の形成におけるがごとく）、そのゆえに例えばある客物に対する法的占有・支配（経験的占有・支配と区別されなければならないそれ）の定義も、現実に存在するあの人やこの物といった要素がすべて捨棄されて、自由に行為しうる法主体者としての人々と、そのような行為のできない客物との間で、その客物の占有・支配可能性が、一人の法主体者にのみ確保されている関係（理性的存在者としての人一般に対してもつ意味）だけが内容となる叡知的なものでなければならないのである—かかるア・プリオリな理念の内になければならない「外的なもの」（対象）も、経験的なもの（対象認識が可能なもの）を全く

(596) 後に詳述される通り（後掲（3）・（a）参照）、このような説示の仕方では、客物そのものが義務を負っていて、しかもその義務は客物に随伴しいかなる占有者・支配者にもそれに対する法的占有・支配の具わる法主体者へと返還を促す（逆にこの法主体者は経験的世界でかかる効果を楽しむようになる）というような、形象により感性化した定義（名目的定義）となり、法的占有・支配が感性界での経験的占有・支配とは明確に区別されるという本質を表しえていないことになる。

含まない理念としてだけ着想しうるところの物自体でなければならない。そしてこのようにして形作られた理念（定義）には、ある対象の純粹で法的な占有・支配（知性的占有・支配）が既に含まれているのであるから、かかる法的権能・権限をもつことがある対象を法的に占有・支配していることになり、従ってその権能・権限を占有・支配しているというのは意味のない不正な言い方である。以下では、少し難解なところもあるが、これらの点が説かれる。

「名目的説明、即ち単にその客体を他のすべてのものから区別するのに足りるだけの、そしてその概念のある完全なかつ確定された解明から生ずるところの説明は、次のものとなろう。すなわち、外的な私のものとは、それについての私にとって随意的な使用を妨げることが、侵害（不法）（普遍的法則に従って何人の自由とも調和しうるような、そうした私の自由の毀損）となるであろうところの、私の外にあるもののことである。しかしこの概念の本質説明（Sacherklärung）、即ちそのものの演繹（その対象の可能性の認識の）にも十分なかかる説明は、以下の内容となる—外的な私のものとは、たとえ私とそのものを占有・支配していなくても（その対象の所持者でなくとも）、その使用について私を妨げることが侵害となるであろうところのものである。外的対象が私のものであるといわれるべきためには、私はその対象の何らかの占有・支配をしていなければならない。なぜならさもないと、この対象に対して私の意に反して作用を及ぼすものがあるとしたところで、彼は同時に私に作用することにはならず、従ってまた私を侵害することにもならないだろうからである。それゆえある私のものあるいは君のものが存すべきだとすれば、§4（前掲（e）に相当する—筆者）の帰結としてある観知的占有（可想的占有・*possessio noumenon*）が可能的なものとして、前提されなければならない、経験的占有（所持）はその際には現象における占有（現象的占有・*possessio phaenomenon*）にすぎない—もっとも、ここでは（観知的占有では—筆者）私が

占有・支配している対象は、先験的分析論でそうであったように、それ自体が現象として考えられるのではなく、物それ自体として考えられるのであるが⁽⁵⁹⁷⁾。というのも、あちらでは事物の本性の理論的認識、および理性がどこまで達しうるかが、理性にとって問題だったのであるが、ここでは自由の諸法則に従っての恣意選択の実践的規定が理性にとって問題なのであり、対象が感官を通じて認識可能なのか、それとも純粹悟性だけによって（カテゴリーの論理的機能だけで—筆者）も認識可能なのかにかかわらない⁽⁵⁹⁸⁾。そして権利とは、自由の諸法則の下での恣意選択のあるそのような純粹で実践的な理性概念なのである。

正にその理由から、この又はあの対象に対するある権利を、占有・支配しているというのはまた正しい言い方ではなく、むしろそれを純粹に・法的に占有・支配しているというべきであろう。なぜなら、権利は既にある対象のある知性的占有・支配なのであり、ある占有・支配を更に占有・支配するということは、意味のない表現だろうからである」⁽⁵⁹⁹⁾。

(g) ある外的対象の純粹で法的な占有・支配の演繹

外的なものの經驗的占有・支配に関するア・プリオリな法命題にあっては、私がそのような状態にあるのだから私の意に反してそのような状態に作用を及ぼすのは、私の内的なもの（自由）について侵害することになる

(597) 現象としての対象が、誰に占有・支配されているかは、当然ながら經驗的認識の問題である。これに対し、実践的認識である法的占有・支配については、空間と時間を捨象して考えなければならないのであるから、いまの対象を現象として我々に知覚させている物それ自体としての対象は、誰に占有・支配されているとすべきか、が問題とされるのである。

(598) 事物の本性の理論的認識にあっては、純粹悟性だけでのカテゴリーを論理的に使用する認識は超越的な誤謬推論といわなければならないが、実践的認識にあっては直観のない自由のカテゴリーによる法的命題の思惟は、実践的自由にとって前提となる唯一の思惟方法といわなければならない。本文はそのような意味であると思われる。

(599) Kant, *Metaphysik*, S. 61-62.

という分析的な内容だけをもつ。これに対し、例えば客物に対する法的占有・支配にあつては、現実中存在するあの人やこの物といった要素がすべて捨象されて、自由に行爲しうる法主体者としての人々と、そのような行爲のできない客物との間で、その客物の占有・支配可能性が、一人の法主体者にのみ確保されている排他的関係（抽象化された人格と客物のカテゴリーを用いて思惟された叡知的理念となっている関係）という新たな内容が、その概念の定義において拡張的に加えられている。するとここでも人は、こう問うかも知れない—我々は自分から区別される外的なものなのに、それら対象の法的占有・支配が可能でなければならないというア・プリアリな総合的命題を、いかにして有したりできるのか。更にまたこう問うかも知れない—そのような法的占有・支配はどのようにしてもたれえたと考えるべきなのか、そしてそのように考えるべき根拠は何なのか。

しかし実践的自由に関するおよそすべての命題は、何ものにも依拠しないそれ自体で正当とされるア・プリアリな思想の内に演繹的關係をなして存しなければならない以上は、いま問われている可能性を、条件からの理論的証明によって洞察したりできるものではない。そうではなく、外的な私のもの・君のものを認め合わなければならないという前述した実践理性の法的要請から、それを充たすために必須な叡知的条件も可能でなければならないとの演繹をなして、かかる条件となる非経験的占有・支配の概念を自由のカテゴリーを用いることでア・プリアリに究明し、更にそのような法的占有・支配はいかにしてもたれうるのか、法的に（非経験的に）思惟されるべきなのである。

この最後の問題については、自由に行爲しえず法主体者の法的占有・支配に服するだけの客物の実例として、土地を中心に説明がなされる。我々は区分された土地が、根源的・起源的にある法主体者の法的占有・支配に属していたとする根拠は全く有しておらず（そのような理論では各人の自由が共に調和して実現するものとは到底いえないであろう）、かかる占

有・支配が成立するプロセスは、まずこの土地が人々の生得的な共同占有・支配に属しながら、同時に各人の私的占有・支配が許容されている区分された土地について、最初にそれを使用する者の私的占有・支配の一般的意思が根拠となって、そのようにして始められた彼の私的使用を妨げようとする他の何人にも対抗しうるところの自然状態における取得（根源的・原始的取得）が生じ—それゆえ最初の使用者は自己の法的権能・権限の証明なしに、根源的・起源的・共同的な支配・占有だけを根拠として法的占有・支配を取得するのである—、そして最終的に強制を伴う立法権者による実定的法則によって、各人の共に調和する外的行為の自由を保障しうる体制（市民制的体制）に他者とともに参入することで、適法な法的占有・支配をもつことになるというのが、前記した実践理性の法的要請からの演繹的に帰結するところなのである。もちろん、そもそも土地は何人にも使用が開かれているとするために、各人による私的使用を禁じあっている、それゆえに法的占有・支配の成立を拒否しているとの理論も、いまの実践理性の法的要請からは到底その正当性を主張しうるものではない。おおよそこれらのことが、順次に説き進められる。

「いかにしてある外的な私のものおよび君のものが可能なのかという問いは、いまやいかにしてある純粹で法的な占有・支配（叡知的占有・支配）は可能なのかというそれに帰され、そしてこの問いが再び第三のそれ—あるア・プリアリな総合的命題はいかにして可能なのか—に帰される。

すべての法命題はア・プリアリな命題であり、その理由はそれらが理性諸法則（理性上の諸命令・*dictamina rationis*）だからである。経験的占有・支配に関するア・プリアリな法命題は分析的である。なぜなら、その命題は後者から矛盾律に従って帰結するところのもの以上のいかなることも言明せず、すなわち私がある客物の所持者である（したがってそれと結び合わされている）場合には、私の意に反してそれに作用するところの（例えば、私の手からリングを奪い取ろうとする）者は、私の内的なもの

(自由) に作用し侵害しており、ゆえに彼の格率 (信条) において法の公理と真正面から相反しているというだけである。従ってある経験的で適法な占有・支配の命題は、彼自身に関しての人格の権利を超えるものではない。

これに対し、空間と時間における経験的占有についての諸条件の捨象の後に、私の外のある客物の占有・支配が可能性あることをいう命題は (それゆえある叡知的占有の可能性の前提は)、それらの制約的諸条件を超え、そしてこの命題は所持なしの占有・支配をも、外的な私のものおよび君のものの概念にとって不可欠なものとして定めるのであるから、それは総合的である。そしていまや、経験的占有・支配の概念を超えて拡大するあるそのようなア・プリオリな命題がいかにして可能なのかを示すのが、理性にとっての課題となりうるのである。

そのようにして、例えばある区分されている土地の占有は、私的恣意選択上のある行動であり、だが自力救済的なのではない。その占有者は大地の生得的な共同占有・支配およびこのものにア・プリオリに相応するその大地へのある許容された私的占有・支配の一般的意思 (なぜならさもなければ、利用されていない客物がそれ自体である法則に従って無主の物とされるだろうからである) を根拠とし、そして最初の占有により、彼はそのものの私的使用で妨げるであろう他の何人にも正当に対抗することによって、ある特定の土地を根源的に取得する—あくまで自然状態においてとしてであり、この状態においてまだいかなる公的な法則も存在していないのだから、適法にはないのであるが。

たとえ、ある土地が自由であるものとして、つまり何人に対しても使用が開かれているものとみなされるのだとしても、あるいはそう宣せられるにしても、その土地は本性上そして根源的に、一切の法的活動に対して開かれているとはいわれえない。それはまた、客物に対するある関係、即ち何人にもその占有・支配を拒否するであろう土地に対するある関係であ

るだろう。しかし、その土地のかかる自由は、各人に対するそのものを利用することのある禁止なのであるから、そのためには契約なしには生じえないところの、そのもののある総体的占有・支配ともいべきものが要求される。しかしこのものによってのみ自由でありうる土地は、実際には相互にそのものの使用を禁じあっている、あるいは使用を見合わせあっている者達（ともに結ばれている）すべての占有・支配になければならない。

土地及びそれと共にそのものの上の諸客物の、この根源的・起源的共同保有（私的利用を禁じていないがまだそれがなされていない前の共同保有—筆者）は、客観的（法的・実践的）実在性をもつある理念（その意味については後掲（i）参照—筆者）であり、そしてある虚構としての原初的・本来的共同保有（私的利用を禁じ誰に対しても利用が開かれている仕方での共同保有—筆者）とは完全に区別される。なぜなら後者は、ある設定された共同保有でなければならぬだろうし、またある契約—それを通じてすべての者が私的占有・支配を放棄し、そして各人は彼の占有・支配の他のいずれの人のそれと結合するのを通じて、私的占有・支配のある総体的占有・支配に変じたところの—から生じなければならぬだろうからである。そしてそれについては、歴史がその証明を我々に与えなければならぬであろう。しかしあるそのような手続きを根源的・起源的占有取得とみなすことと、各々の人間の特別な占有・支配がその上に根拠付けられたまたそうあるべきだったというのは、ある矛盾である。

占有・支配（*possessio*）からは、なお在留（*Sitz·sedes*）が区別され、また将来その土地を取得するための占有取得から、なお滞留（*Niederlassung*）、移留（*Ansiedelung·incolatus*）が区別されるが、それらはその場所での主体の現在することに依拠する、ある場所の継続的な私的占有・支配である。その占有取得の後に起こりうる（その場所での現在の後に原始的占有・支配者の同意により現在し続ける場合をいうものと思われる—筆者）、あるいはまた全くなされていないものでありうる（これからそこに

現在するためのという意味と思われる一筆者) 第二の法的行動 (rechtlich Akt) としての滞留は, ここでは問題とならない。なぜならそれは, いかなる根源的な (原始的な) 占有・支配でもなく, 他者 (原始的に占有・支配した者を指すと思われる一筆者) の同意から導来される占有・支配だからである。

土地の単なる物理的占有・支配は, 確かにまだそれを私のものとみなすのには十分ではないにせよ, すでにある客物のある権利である。それが (人の知る限り) 最初の占有・支配として, 外的自由の法則により, 他者のものとそれぞれに合致し, そして同時にある私的占有・支配の可能性の根拠をア・プリオリに含むところの根源的・起源的総体的所有に含められるのである。それゆえに, ある土地の最初の所持者を, 彼のそのものの使用において妨げることは, ある侵害である。従って, 最初の占有・支配取得は, 根源的・起源的・共同的な占有・支配であるある法的根拠 (占有・支配の権原・titulus possessionis) をもっており, そして『占有・支配にある者は幸いなり (占有・支配する者は幸いなり・beati possidentes), 誰も自分の占有・支配について証明することを義務付けられないから』, という命題は, 自然法上のある原則であり, それが最初の占有・支配取得を取得のためのある法的根拠として設定し, 最初の占有者・支配者の各々がそれを頼りにしうるのである。

つまり (純粹理性批判の帰結として), あるア・プリオリな理論的原則においては, その所与の概念にあるア・プリオリな直観が対応させられ, 従って対象の占有・支配の概念に何かあるものが付け加えられなければならないであろうが, しかしこの実践的原則においては逆に扱われ, 経験的占有を基礎付けるところの直観上の一切の条件は排除され (それらが度外視され) なくてはならず, その目的は占有・支配の概念に経験的占有を超えての拡張を与え, 次のようにいうためである, すなわち, 恣意選択のあらゆる対象は, その占有・支配をすることなしに, 私がそれを私の力の

内にもつところの法的な私のもの（そしてまたその限りでだけわたしはそれを私の力の内にもつ）に算えられうるるのであると。

そのような占有・支配が可能であるということは、それゆえ非経験的占有という概念の演繹は、次のような実践理性の法的要請に基づいている。それはすなわち、『他者に対して、外的なもの（使用可能なもの）が誰にとってもその人のものとなりうるように行為することは、法的義務である』ということである—ここでの可能性つまりここでの演繹は、同時にその外的な彼のものを、ただ非物理的な占有・支配のみに基礎付けるところの后者の概念上の究明（実践理性がア・プリアリな概念によってなす推論的究明—筆者）に、結び合されているのではあるが。しかし、非経験的占有・支配の可能性は、決してそれ自体として証明したり、洞察したりされえないのであり、（その理由は正に、それが理性概念であり、いかなる直観もそれに対応して与えられえないからである）、そうではなく上述の要請のある直接的な帰結なのである。というのも、上述の法原則に従って行為することが必須のことであるとすれば、（ある純粹で法的な占有の）叡知的条件も、可能的でなければならないからである。また外的な私のものおよび君のものの理論的な諸原理は、叡知的なものの中では道を失い、何らの拡張された認識も提示しないことは、何人をも驚かすものではない。なぜなら、それらが基づいているところの自由の概念は、その可能性についていかなる理論的演繹もなされえず、実践理性のある作用としてそのもの実践的法則から（断定的命令から）のみ、推論されうるのだからである』⁽⁶⁰⁰⁾。

(h) 外的な私のもの・君のものの経験上の諸対象への適用

悟性と理論理性による経験的認識の体系は、人間と経験的諸対象の関係について、自由な起因性ある法主体とその起因性に従うだけの客物として

(600) Kant, *Metaphysik*, S. 63–67.

扱うべしといった実践的規則を、決して教えたりしないのは明らかである。この両者の関係を一方でア・プリアリな（即ち空間と時間の形式的条件を完全に捨象した）概念によって、しかし他方ではその概念を空間と時間の条件に従っている経験的世界に適用することによって、規律したりできるのは、先に詳論されていた自由のカテゴリー（実体と偶有性という自然の純粹悟性概念・カテゴリーからの演繹により、実践的法則で規律しうる経験的世界での要素は前述した関係となると教えるところの）がそのような規律を媒介（ア・プリアリな概念が自由のカテゴリーを包摂し、自由のカテゴリーが経験的世界での関係を包摂することにより）しうるからに外ならない。そしてまた、ここでの法的占有・支配の概念が普遍的立法として役立つのは、それが経験的世界での二条件から完全に離脱することで、現実に存在するあの人やこの物といった要素がすべて捨象され、抽象化された自由に行為しうる法主体者としての人々と、そのような行為のできない客物との間で、その客物の占有・支配可能性が、一人の法主体者にのみ排他的に帰属する叡知的関係（理性的存在者としての人一般に対して存するア・プリアリな共通的意义）だけを内容としているからなのである（前掲7・(5)・(b) および注380参照）。このような純粹に叡知的な法的占有・支配の概念が不可欠であることは、正命題と反対命題が同等の妥当性を主張するところの弁証論からも、導かれうるところである。これらが次に説示される。

「純粹に法的な占有・支配という概念は、経験的な（空間と時間の諸条件に依存している）概念では全くない。にもかかわらずまた、その概念は実践的実在性をもつ、換言すればこの概念はその認識がそれらの条件に依存しているところの経験の諸対象に、適用されうるものでなくてはならない。可能的である外的な私のものおよび君のものとしての、経験上の諸対象との関係におけるこの法概念の取り扱いは、次の通りである。もっぱら理性の内に存するこの法概念は、直接に経験的諸客体の、そしてある経

験的占有・支配の概念に適用されえず、まず初めにある占有・支配一般の純粹悟性概念に適用されなければならない⁽⁶⁰¹⁾。そのようにして、占有・支配のある経験的表象としての所持（保持・detentio）に代わって、一切の空間および時間条件を捨象した保有（Haben）の概念が考えられ、そして対象についてそれが私の支配力の下にある（私の支配力に従っている・in potestate mea positum esse）とだけのことが考えられるのである。だからその際には、外的なものという表現は、私がいるところとは別な場所での現存在を意味するのではなく、あるいは申込のそれとは異なるある時間における私の意思決定と承諾の現存在というようなことを意味するのではないのであって（後掲注602参照）、ただ単に私から区別されたある対象を意味するだけである。ところで、実践理性はその法上法則を通じて次のことを欲する。すなわち、私が私のものおよび君のものを、諸対象に適用するについては、感性的諸条件に従ってそれらを考えるのではなく、ここで問題なのは自由の法則に従っての恣意選択の規定なのであるから、それら条件を度外視して対象の占有も考えるということであり、その訳もただ悟性概念だけが法概念の下に包摂されるからだということである（前掲（1）・（c）参照一筆者）。従って私は、ある耕作地が私の現にいるところと全く異なる土地である場合にも、私はそれを占有・支配しているというだろう。なぜならここで問題なのは、私がある対象を私の支配力の内にもつ限りでの、その対象との知性的関係（空間規定から独立したある支配・占有の悟性概念—経験的占有・支配とは別個の叡知的占有・支配—を考え

(601) 本文は簡略なもので、理解しづらいところもあるが、前述した自然のカテゴリリーから演繹された自由のカテゴリリー（純粹悟性概念）を介してのみ、「私のものおよび君のもの」というア・プリオリな法上法則上の法概念が、経験的諸客体に適用されるようになる—それゆえに経験的な占有・支配に過ぎないのかそれへと適用される法的占有・支配であるのか区別しうようになる—という意味と思われる（坂本武憲「フランスにおける建築請負契約と所有権（三）」専修法学論集100号64頁参照）。

るのが、ここでの課題だから・筆者) だけであり、そしてこの対象を任意に使用するように決定する私の意思が、外的自由の法則と矛盾しないがゆえに、それは私のものなのだからである。実践理性は、私の恣意選択のこうした対象の、現象における占有・支配(所持)が度外視された占有・支配を、悟性概念に従って、即ち経験的概念に従ってではなく、ア・プリオリにその諸条件を含みうるであろう諸概念に従って考えられた占有・支配を知ろうとするが(前掲(1)・(c) 参照—筆者)、正にこのことの内にこそ、普遍妥当的な立法としての、この種の占有概念(可想的占有・*possessio noumenon*)の妥当性の根拠が存するのである。というのも、『この外的対象は私のものである』という言明には、こうした立法が含まれているからであり、その理由はそれによってすべての他者に、そのものの使用を控えるべしという拘束性—そうでないと彼らが負わなかったであろうところの一が、課されるようになるのだからである。こうして、私の外のあるものを私のものとしてもつ仕方は、空間と時間における対象との関係に依存するのではなく、ある叡知的占有の概念に従うところの、主体の意思とその対象との、純粹に法的な結合である。地上のある場所が、ある外的な私のものであるのは、私がそこを私の身体で占めているからではない(なぜなら、この後者のことで問題にされるのは、単に私の外的な自由だけである、つまり私自身の占有・支配だけであって、私の外のいかなるものでもないのであり、そしてそれゆえにただある内的な権利が存するにすぎないからである)。そうではなく、たとえ私がそこから立ち去り、他の場所へと移ったとしても、なおそれを占有・支配している場合にだけ、私の外的な権利が問題となるのである。そしてこの場所の私自身による継続的占拠を、その場所を私のものとしてもつための条件にしようと意図している人達は、次のいずれかの主張をしなければならない。すなわち、外的なあるものを自己のものとしてもつのは不可能だと主張するか(このことは§2—前掲(b)に相当する・筆者—の要請に相反する)、さもなければ

これを可能とするために、私が同時に二つの場所にいることを要求するか、のどちらかである。この後の主張はしかし、私はある場所にいるべきであり、またいはならないというにひとしく（土地は常に私から区別された対象として考えられなければならないから—筆者）、これによって彼は自己自身と矛盾することになる。

このことはまた、私がある約束を受諾した場合についても適用されうる。というのもそこでは、約束した者がある時には「この客物は君のものたるべし」といっておきながら、その後のある時には同一の客物について「いま私はこの客物は君のものたるべきではないことを欲する」というとしても、そのことによって約束されたものについての私の保有（Habe）と占有・支配が廃棄されるものではないからである。なぜなら、そうした知性的関係にあっては、あたかも約束する者が、両方の意思表示の間に時をおかずに、それは君のものたるべしといい、またそれは君のものたるべきではないといったのと同じであって、これは自己矛盾することだからである⁽⁶⁰²⁾。

(602) ある人のもの（外的な彼のもの）が他の人に譲渡されて外的な後者のものになる対人的取得（承継取得）は、対応する二つの意思が別々なままであってならず（別々の単独行為によってはいったん無主物となったものが原始取得されるだけとなる）、一つに結合した共同的意思のみによって可能となるから、経験上は必ず存する申込と承諾の間の時間を捨象した意思の合致を観知的に考えなければならない。それゆえ、申込の存在が経験的にはもはや認められえなくとも、時間を捨象してそれは承諾まで存続していたと法的にはされることになり、承諾までに申込を否定する内容の意思表示をするのは、時間の経過が度外視されるからには、時をおかずしてなされた自己矛盾する意思表示とみなされるのである。こうして前者が約諾した外的な彼のものの譲渡という自主行為は、時間の隔たりが捨象されて後者の承諾により占有・支配されていることになるのである（なお撤回という別の制度の利用により、法的に結合した共同的意思が成立しているとは認められない法的段階で、意思表示を取り下げうるか否かはまた別の問題である）。以上につき、坂本武憲「一考察」（注2参照）487頁以下参照、なお後出の「人的権利」の説明の中で詳しく論じられる。

正に同じことが、主体の保有に属するものとしてのある人格（彼の妻・子・僕婢）の法的占有の概念についても妥当する。すなわち、この家族共同体とそのものすべての成員の状態についての相互的占有というものは、互いに場所的に離れ離れになる権能によって、廃棄されたりするものではない。なぜなら、彼らを結び合わせているものはある法的関係であり、ここでの私のもの君のものは、以前の諸場合におけると全く同様に、完全に所持なきある純粋な理性占有・支配に基づいているからである。

法的・実践的理性は本来的に、かかる占有・支配の可能性に関する諸命題の二律背反によって、外的な私のもの君のものの概念において、かかる理性の批判へと強えられる。すなわち理性は、もっぱらある不可避的な弁証論によって、つまりはそこで正命題（テーゼ）と反対命題（アンチテーゼ）の両方が、二つの相互に対立する諸条件の妥当性を同等に主張するところの弁証論によって、理性の実践的（権利に関する）使用においてもまた、現象としての占有・支配と、もっぱら悟性によって（自由のカテゴリーを用いて—筆者）思惟されうるそれとの間に、区別をなすよう強いられるのである。

正命題は次のものである—たとえ私が、そのものを占有・支配していなくても、外的なあるものを私のものとしてもつのは可能である。

反対命題—私が、そのものを占有・支配していないという場合には、外的なあるものを私のものとしてもつのは不可能である。

解決—両者の命題は共に真である。第一命題は、私がこの言葉を経験的占有・支配（現象的占有・支配 *possessio phaenomenon*）の意味に解するならば、他方はこの言葉を純粋な観知的占有（可想的占有・支配 *possessio noumenon*）と解するならば。しかし、ある観知的占有・支配の可能性は、それゆえにまた外的な私のものおよび君のものは、洞察されうるというのではなく、実践理性の要請から推論されなければならない。その際には特に次のことに注意を要する。それは、実践理性が直観を要する

ことなく、単に自由の法則によってその権能を賦与されたところの、単なる経験的諸条件の除去のみにより（人と物との関係を実践的意味にまで抽象化することにより—筆者）、自己を拡張しそしてそのようにしてア・プリアリな総合的法諸命題を提示することができるということである—それらの証明は（すぐ後で述べられるはずであるごとく）、実践的見地において分析的な仕方では、後から導かれうるのであるが⁽⁶⁰³⁾」⁽⁶⁰⁴⁾。

(i) 外的な私のものの決定的取得と市民制的体制との関係

カントはこれから、現実の人や物の要素が捨象されて、自由に行為しうる法主体者（抽象的人格）としての人々と、そのような行為のできない客物との間で、その占有・支配可能性が、一人の法主体者にのみ確保されている叡知的関係だけが内容となっているべき法的占有・支配が、最初にいかにして成立したか（根源的・原始的にいかなるようにより取得されたか）を法的原理としてより本格的に説示し、先占の理論をア・プリアリに形成しようとするのであるが、この大切な理論を読者に理解させるのは、難問

(603) 経験的占有・支配とは完全に区別された、叡知的なものとしての法的占有・支配がなければならないというのは、実践理性の法的要請から推論され、そしてかかる占有・支配の概念は、自由のカテゴリーによってア・プリアリなのだが、しかし経験的諸対象に適用されうるように形成されえた。他方で概念内容がそのようにして確定されたこの占有・支配が、原理的にいかに成立しうる（原始取得されうる）ものと考えべきかという面での可能性証明—後出（次項 (i) および (2)・(a)・(c) 参照）のごとく歴史的にそうだったというのでは全くなく—は、これからより詳しく叙述されてゆく通り、ア・プリアリな総合的推論によりそう確定された概念内容から後に分析的にだけ、導くほかはない主題（換言すれば概念内容が決まっていなければ導きようがない主題）なのである。なぜなら、そのようにして内容につきア・プリアリに確定された法的占有・支配が、カテゴリーを介して現象界での経験的占有・支配を正当化する実践的役割を果たしうるのであるけれども、これを逆にいうと、そのような正当化のなされうる経験的占有・支配を、現象界で最初に取得した者に、まずア・プリアリな法的占有・支配が認められるべきこととなる道理である以上は、これから導かれてゆく先占の理論が分析的となるのは当然なのだからである。

(604) Kant, *Metaphysik*, S. 68-72.

中の難問であるのを強く意識していたと思われる。既に簡単な説明がなされていた通り、この理論によると最初に客物の使用を始めた者が、最終的にいま述べた完全にア・プリアリな理念となっている法的占有・支配を根源的・原始的に取得するのであるが、そこにはある越えがたい一線がありはしないか。というのも、ここでの法的占有・支配の取得は、前記されていた通常的にいわれる人と物との関係として、当該の客物は最初にその使用を始めた特定の者に従属する義務を負うとか、そうではなく当該の客物と特定の者との関係は捨象して、その特定の者とその者と接触のあるすべての他者との、前者がもつ権能と後者が対応して負うその尊重義務の関係の成立をいうものではない。そうではなく、カテゴリーの使用によって得られた純粋な（全く経験的な要素を含まない）理性理念としての権能的关系の成立（取得）なのだからである。もし我々には、立法者による立法だけが法（実定法）であり、それがなくても実践理性がア・プリアリに思惟できる法上法則（自然的法則・自然法）をもちえないとしたら、我々はいまの一線を越えての法的占有・支配の根源的・原始的取得は考ええなかったであろう。それゆえにこの難問中の難問が生ずる所以は、この実践理性から直接に由来する自然的法則・自然法（そもそもそこから法的占有・支配の理念を導いた同一のもの）を前提として—それゆえ一切の経験的要素を含みえないという一線を越えるのを当然の前提として—、法的占有・支配の根源的・原始的取得をア・プリアリな法的原理として考えたうえで、それが強制力のある実定法の内に最終的に収められたとしなければならない事情に存するのである。換言すれば、実践理性がもたらす自然的法則・自然法に従って、現前の世界のためにそれに適用されるべき法的占有・支配をいま考ええた我々が、もしも最初に自然そのものにより設定された（一切の法的行動に先行した）生得的状態で、自分達を見出したとすれば、かかる法的占有・支配そのものをア・プリアリに着想させた自然的法則・自然法は、その根源的・原始的取得がいかになされてゆくべきだとやは

りア・プリオリに着想させるか、考えなければならない事情に存するのである。この思考のプロセスは、経験的・歴史的事実としての探求と全く異なること明らかであるが、それから完全に離れて、どうして根源的・原始的取得の仕方をア・プリオリな原理としてもたなければならないのか。その訳は、我々が創設したり維持・改善したりすべき市民制的体制が、我々の実践的自由に適ったものである（あり続ける）ためには、常にいま述べたア・プリオリな原理（着想・理念）に立脚していなければならず、それを忘れれば直ちにこの体制は変質してゆかざるをえないからなのである。そしてこの変質がもたらす危険は、先に述べた客物を無主物としたり国有としたりしながら、実践的自由の最高目標（各人が自由に創造的に生きること）ではなく、一見もっともらしく映るだけの経験的目標を標榜して、現象的存在者としての人間に軽率に受容されかねない虚偽の法理論や社会システムの構築を進めさせる危険な道に劣るものでは決してない。この哲学者にはやはり、実践的思惟にあっては超越的となる経験論を駆使して、「私的所有」の成立に関する歴史を事実と称しながら実は都合よく捏造・歪曲（ア・プリオリな理念とは異なり事実にあってはなされうるところ）しつつ、自由な市民制的体制から遠くかけ離れた、専制的体制へと導く悪しき理論が出現するとの予感におそらく触れていたに相違なかろう。同じことになるが、我々がいま前述のようなア・プリオリな法的支配・占有の理論を確立しながら、それが保障されているといえるためには、その段階にまで至るプロセスをここでのア・プリオリな原理で考える以外に、どんな方法もないと気づかせることの、重要さと困難さに深く思いを致していたに違いないのである。なにしろ、そう考えなければ不思議なほどに、この根源的・原始的取得の問題の説示が、これから繰り返し登場するのだからである（もちろん、後の公法・公権理論の基礎に据えられなければならない、ア・プリオリな理念である点への配慮もあってのことであろう）。

先に説かれていたように、我々は互いに「他者に対して、外的なもの

(使用可能なもの) が誰にとってもその人のものとなりうるように行為する法的義務」を負っており、そしてそれが法義務である以上は、もちろんその履行を各人の内面的意思に委ねるべき徳義務とは異なって、その履行を強制されるべきもの(対応する法・権利が強制への権能に結ばれているべきもの)である。ところで我々は自然状態において、例えばある区分されている土地を最初に使用する者として、言葉や自主行為により私的占有・支配の一般的意思を示せば、他者にはその使用について断念させる拘束性を生じさせ、誰にとっても自己のものとして行すべき義務を負わせえた。そしてこの法義務や、それがもつ拘束性には、強制が伴わなければならない、しかもそれらが普遍性をもつ「べし」であるからには、その強制は相互的でなければならない—他者がその義務を履行しないのに自分が履行しなければならないとされてはならない—との内容がそれらに含まれているのである。するとその義務は、強制によって他者もすべてその義務を必ず履行するという保障があって初めて、各人も履行すべしとされるべきものなのだが、誰もが従わなければならない強制力をもつ立法について、最初に使用を始める者の私的占有・支配についての一般的意思の宣告に、それを委ねたりするのは、統一性ある外的立法(強制力を伴う立法)とはならずさせるし、そのゆえに普遍的法則に従っての自由を毀損することとなろう。代わって有権的な立法権者に普遍的意思による外的立法により、各人の共に調和する外的自由を保障する市民制的体制が確立されなければならない、そして各人はすべての他者をしてそこに入るのを強要しえなければならない。これらがまずここでいわれている。

「もし私が(言葉によりまたは自主行為により)、外的なあるものが私のものであるべきことを欲する旨を宣告するならば、その際にはあらゆる他者が私の恣意選択の対象を断念するよう拘束されていると、宣告することになる—私のかかる法的行動なしには、誰も負わなかったであろうある拘束性。ところで、かかる宣告的主張(Anmaßung)には、同時にあらゆる

他者に対して、相互的に外的な彼のものについて、同様の断念へと拘束されているという承認が存している。なぜならここでの拘束性は、外的法関係のある普遍的規則に基づいて、生じているのだからである。だからいずれの他者も、私のものについてまた（私が彼のものについてなすと）同一の原理に従って振舞うであろうことを保障してくれないのであれば、私は他者の外的な彼のものを侵害しないでおくことに拘束されたりはしない。そのような保障は特別な法的行動を全く必要とするものではなく、ある普遍的な規則に基づく拘束性の普遍性のゆえに、従ってまた相互性のゆえに、既にある外的な法的義務の概念の内に含まれているのである。ところで、ある外的な従って偶然的な占有・支配との関係での一方的な意思は、何人に対しても強制的法則とはなりえない。なぜなら、そのことは普遍的法則に従っての自由を毀損することになろうからである。それだから、各人にあの保障を与えうるところの意思は、偏にあらゆる他者を拘束するような意思、総体的・普遍的な（共同的な）かつ権力的な意思だけである。ところが、権力を具えたある普遍的で外的な立法の下にある状態は、市民制的なそれである。そこで、外的な私のものおよび君のものは、市民制的状態においてだけ存在しうる。

結論—ある外的対象を、自分のものとしてもつことが、法的に可能でなければならぬとすれば、その主体には、自分がその者と当の客体につき、私のものおよび君のものの争いに至るところのあらゆる他者をして、自分とともに一つの市民制的体制に入るよう強要することが、許されているのでなければならない」⁽⁶⁰⁵⁾。

(j) 外的な私のものの自然状態における暫定的取得

しかし、市民制的体制は、その制定法によって自然的法則・自然法（ア・プリアリな諸原理に基づく）を毀損することができないから、この

(605) Kant, *Metaphysik*, S. 72-73.

体制以前に可能な外的な私のもの・君のものを前提とし、ただそれを保障する体制というだけである。更にはその体制へと自己と交際をもつはずのあらゆる他者に参入せよと強要しうる権利も、自然的法則・自然法における自然状態で可能と前提されているのである。確かに、市民制的体制に入る以前にあっては、暫定的な法的占有・支配ではあるのだが、しかしこれを妨げようとする者の一方的意思が普遍的意思による立法とみなされるものではなく、そのことは最初に利用を始めた者の私的占有・支配の一般的意思についてと同様である。ただ、後者の意思は市民制的状態の創設に調和しているところの、実践理性の法的要請に基礎付けられた所持のためのものであるから、その意思には公的法則による自由のかかる状態に参入しようとしないう者に不遜な主張をさせない権能（暫定的占有・支配）が与えられるべきなのである。以下ではおおよそこれらが示される。

「市民制的体制という状態における自然的法則・自然法（即ちこの体制に対してア・プリオリな諸原理から導き出されるところのそれ）は、この体制の制定法によって毀損を蒙りえない、そして次の法的原理は、その効力を保持している。『私の恣意選択のある対象を、私のものとしてもつことにつき、不可能とするような格率（信条）に従って行動する者は、私を侵害する』。というのも、市民制的体制というものは、それによって各人に彼のものがただ単に確保されることとなるところの法的状態にすぎず、本来それによって各人に彼のものが形成されたり規定されたりするのではないからである。従って、一切の保障が既にある人の（その確保されるところの）彼のものを前提としているのである。それゆえ市民制的体制以前に（あるいはそれを度外視して）、外的な私のものおよび君のものが可能であるとして前提されていなければならないし、そして同時に我々と何らかの仕方でもちうるであろうあらゆる人達を強要して、そこでそのことが確保されうるある体制に、我々と共に参入するようにさせる権利も、可能なものとして前提されなくてはならない。そのような状態（市民

制的体制という状態—筆者）は共同的意思のある法則（実定的法則—筆者）にだけ基礎付けられうるのであり、従ってこの法則の可能性に符合するものであるが、そうした状態を期待し、あるいはその準備における占有・支配は、ある暫定的な法的占有・支配である。これに対し、そのような現実的状态において見出される占有・支配は、決定的な占有・支配であるだろう。その主体が用意しているこの状態への参入以前においては、このことを承認せずに、そして彼の仮の占有・支配を妨げようとするものに対して、彼が抵抗するのは正当である。なぜなら、彼自身以外のすべての他人の意思にして、ある一定の占有・支配を放棄することの拘束性を課しようと意図するその意思は、単に一方的であるにすぎず、それゆえにそのような否認のための立法的効力（普遍的意思においてだけ見出されるような）をもたないのであり、そのことは前者が占有・支配の主張のためにもたないのと全く同様である。にもかかわらず前者は、ある市民制的状態の導入および創設に調和しているというその点で、優っているのである。一言でいえば、自然状態において外的なあるものを、自己のものとしてもつ仕方は、ある公的立法におけるすべての者の意思との結合を通して、それが法的占有・支配とされるであろうという法的推定を、それ自体としてもつところの物理的占有・支配である。そしてこの期待において、それは相対的に法的な占有とみなされるのである、

占有・支配にある者は幸いなり（占有・支配する者は幸いなり・*beati possidentes*）という定式に従って、経験的占有状態から生ずるこの権利の優先の本質は、その占有・支配にある者がある正しい人であるとの推定を有するから、彼があるものを適法に占有・支配するとの証明を導く必要がないということにあるのではなく（なぜならそのことは争いある権利においてだけ妥当するから）、次の理由による。すなわち、実践理性の要請によれば、何人にも自分の恣意選択の外的対象を自己のものとしてもつ能力が帰属している。従ってどの所持もすべて、その適法性が先行する意

思上のある行動により、その要請に基礎付けられるところの、ある状態なのだということである。そしてこの状態は、全く同一の対象について誰かある他者の、より以前の占有・支配が対抗するのではない場合に、それゆえ暫定的であるが外的自由の法則に従い次の権能を与える（前掲注603参照—筆者）。それは、ある公的法則による自由という状態に私と共に参入しようとしなない何人に対しても、かかる対象の使用という不遜な要求を、一切させないという権能を与えるところの状態なのである。こうしてさなければ実践的に無に帰するに至るであろうある客物が、理性の要請に従って彼の使用に服せしめられるようになるのである」⁽⁶⁰⁶⁾。

(2) 外的なあるものを取得する仕方について

(a) 外的取得の普遍的原理

外的なものとは私から区別されるもののことであるから、根源的に私ものではないのであるが、しかし他者の彼のものから導かれるのではない根源的な（原始的な）取得—はなしうる。そして外的な私のもの・君のものが共存する状態は、原理的にいうと（原理的にいかに原始的に成立しうる—原始取得されうる—ものと考えるべきかという面からいうと）原初的に外的対象が共有的な占有・支配から外的行動（法的行動）により原始取得されたものなのであって、原初からあった状態なのではない。次には、外的な私のもの・君のものがいかにして根源的・原始的に成立するか（取得されるか）について、まず総論的に論じられる。

「あるものが、私のものとなることを生じさせる（もたらす・efficio）とき、私はあるものを取得する。何らの法的行動がなくても私のものであるところの外的なものは、根源的に私のものである。他方で、根源的である取得とは、ある他者の彼のものから導き出されたのではない取得である。

(606) Kant, *Metaphysik*, S. 74-76.

外的な何ものも、根源的に私のものなのではない。しかし確かに、それは根源的（原始的）に即ち誰かある他者の彼のものから導かれるのではなく、取得はされうるのである。私のものおよび君のものとの共存（*communio*）という状態は、決して根源的なものとして考えられうのではなく、（ある外的な行動によって）取得されなくてはならない—ある外的対象の占有・支配は原初的にはただ共有的でありうる。もし我々が（蓋然的に）ある根源的・原始的な共存（私のものおよび君のものとの根源的共存・*communio mei et tui originaria*）を考えてみるとしても、それは原初的な（*uranfänglich* 始まりの共存・*communio primaeva*）それから区別されなければならない。後者は人間の下での法的関係の最初の時期に建てられたものとみなされ、前者のように原理ではなく、単に歴史に基礎付けられなければならない。その際、後者はいつでも取得されたもの導来されたもの（伝来的共存・*communio derivativa*）として考えられなければならないであろう⁽⁶⁰⁷⁾。

そこで、外的な取得の原理は以下のものとなる。私のものとは、私が（外的自由の法則に従って）私の支配力の内に持ち込んだものであり、また私が（実践理性の要請に従って）私の恣意選択の対象として、その使用をなす能力をもつところのものであって、最後に私が（ある可能な結合された意思の理念に従って）、それが私のものであるべきだと意欲するところのものである。

すると、根源的・原始的取得の諸要素（注意を向けられるべき・*attend-*

(607) 歴史的にこういう事実としてあったと認識されるはずの、原初的な（人が出現と同時に無条件的に置かれた始まりとしてのという意味における）共存を探求しても、その最初の共存にはそれが歴史上そのような態様(事実)のものであったと確定させる条件が時間上にないのであるから、それはあたかもある結果から無条件的な第一原因へと遡及するのと同様に、認識となりうるものではない。それゆえかかる歴史的遡及でおよそ共存が見出されるとすれば、常にそれは諸条件によって認識可能とされうようになった「取得された・導来された共存」にすぎないのである。

enda) とは、次のものとなる。(1)誰にも所属しないある対象の把握—そう
 うでなければその把握は、普遍的諸法則に従っての他者の自由と相反する
 であろう。この把握とは、空間と時間のなかでの恣意選択の対象の占有・
 支配取得のことである。ゆえに私が入るところの占有・支配は知覚しうる
 占有・支配(現象的占有・支配・*possessio phaenomenon*)である。(2)こ
 の対象の占有・支配の表示と、いかなる他者もこれから排斥する私の恣意
 選択上の行動の表示(宣告・*declatio*)。(3)ある外的な普遍的に立法する意
 思行動(理念における)としての専有(*Zueignung appropriatio*)—それ
 によって何人も私の恣意選択との一致へと拘束されるところの。取得のこ
 の最後の要素は、その外的対象が私のものであるという帰結命題の、基礎
 をなすところのものであるけれども、この要素の妥当性つまり占有・支配
 が純粋に法的なものとして妥当する(可想的占有・支配 *possessio nou-*
menon)ということは、以下の事情に基づいている。すなわち、一切のこ
 れらの行動が法的であり、従って実践理性から生じているのであって、ま
 たそれゆえ何が合法的であるかとの問いにあっては、占有・支配の経験的
 諸条件は捨象されうるのであるから、外的対象が私のものであるとの帰結
 命題は、感性的占有・支配から叡知的占有へと正当に導かれる、というこ
 とである⁽⁶⁰⁸⁾」⁽⁶⁰⁹⁾。

(608) ここで総論的に問題とされているのは、カテゴリーを用いて経験的諸対象に
 適用可能なしかしア・プリアリな(叡知的な)法的占有・支配は、かかる占有・支
 配の確定された概念内容との相関で、いかに根源的・原始的に取得されるべきもの
 であるかというやはりア・プリアリな(叡知的な)理論形成なのであるが(前掲
 (i) 参照)、そうである以上ここでの理論(原理)には経験的占有・支配を基礎に
 しているとはいいながら、そこから前述の概念内容をもつ法的(叡知的)占有・支
 配が取得されるべき根拠(実践理性の法的要請に基づく根拠)に関係のカテゴリー
 を介して裏付けられている—他方でこの根拠さえあれば経験的条件は捨象されてよ
 い—のであるから、経験的占有・支配が転化される形で、法的(叡知的)占有・支
 配が根源的・原始的に取得される(導かれる)とするのは、正当な帰結である(前
 掲注603参照)。本文はそのような意味であると思われる。

いまの根源的・原始的取得（先占）にあって、最も理解が困難なのは、例えば区分された土地の最初に使用に入った者の恣意選択上における一方的行動が、どうして「彼の外的なもの」（決定的な法的占有・支配）を結局のところ創設させたりできるのか、ということであろう。その説明がこう試みられる。

「恣意選択のある外的対象の、根源的・原始的取得は先占（*occupatio*）と称され、有体物（諸実体）について以外には生じえない。ところで、あるそのようなものが行われる場合には、その先占は経験的占有・支配の条件として、ある客物を先占しようとする他の何人よりも時間上の先行性が必要である（時間においてより先の者は法においてより優っている・*qui prior tempore potior iure*）。それはまた根源的・原始的なものとして、一方的恣意選択の結果でしかありえない。なぜなら、そのためにある双方向的恣意選択が必要であるとすれば、それは二人（もしくは多数）の人格の契約から、従ってまた他者の彼のものから導かれることになろうからである。前者のような恣意選択上のあるそのような行動が、いかにして何人に対しても彼のものを創設したりできるのか（双方向の場合と異なり相手方となる人格をもたない一方的行動なのにどうしてそのような効果を生じさせることができるのか—筆者）は、容易に理解されうるものではない。だがしかし、最初の取得だからといって直ちに根源的なそれだという訳のものではない。というのも、ある普遍的な立法のためのすべての者の意思の結合による、ある公的な法的状態の取得は、それよりも前にいかなる取得も先行するのを許さないあるそのようなものであるだろうし、そしてともかくも各人の特別な意思からそして総方面的（*allseitig*）であるだろうからである。そういう訳で、ある根源的・原始的取得が一方的意思からだけで、生じたりしうるのである⁽⁶¹⁰⁾」⁽⁶¹¹⁾。

(609) Kant, *Metaphysik*, S. 76-78.

(610) 双方向的な恣意選択上の行動が、相手方のものを自分に取得させる理由は、相

(b) 外的なものの取得についての分類

ここに、実質（客体）、形式（取得態様）、取得の法的根拠に即しての、外的な自己のものの分類が示される。

「① 実質（客体）に即していえば、私は有体的客物か、あるいはある他者の給付（原因性）か、あるいはこの他人格そのもの、即ち私とその人格について意のままにするある権利を認められている限りでの、この人格の状態か（その人格との相互性）、のどれかを取得する。

② 形式（取得態様）に即していえば、物権（*ius reale*）であるか、あるいは人的権利（*ius personal*）であるか、あるいはある他人格のある客物としての占有・支配（使用のではないにしても）のある物的・人的権利（物的に人的である権利・*ius realiter personale*）であるかの、どれかである。

③ 取得の法的根拠（権原 *titulus*）—それは本来的に諸権利の分類のいかなる項目でもなく、それらの行使の仕方のある要素なのだが—に即していようと、それによりあるものが取得されるのは、ある一方的恣意選択上の行動によるのか、あるいは双方的恣意選択上の行動によるのか、あるいは総

手方のそのことへの承認にあると、簡単に説明しうるけれども、一方的な恣意選択上の行動は、にもかかわらずどうして何人に対しても外的な彼のもの根源的・原始的取得を生じさせるのか。これが本文で扱われている問題であるが、一方的行動という意味は市民制の状態（公的な法的状態）が先行している前提で、特定の相手方をもたずその市民制社会を相手方にする、あるいはその社会に属するすべての者を相手方とするということだから、結局のところその意味での一方的行動が、外的なものの根源的・原始的取得という効果を生じさせるのは、市民制的社会があるいはそこに属するすべての者（総方面的にその社会と結ばれているところの）が、そのような効果の付与を立法権者の立法を通じて承認（総方面的恣意選択として）している点に求められるべきである。ここでの本文（後に詳しい説明がなされている—（3）・（d）以下参照）は簡潔な叙述で解りづらいたところもあるが、そのような趣旨と思われる（なお相手方のない単独行為とされる遺言についても、同様な理論が当てはまることにつき坂本武憲「判例研究—一日付として昭和四拾一年七月吉日と記載された自筆証書遺言の効力」法学協会雑誌99巻2号192頁以下参照）。

(611) Kant, *Metaphysik*. S. 78-79.

方面的な恣意選択上の行動によるのか（事実による、契約による 法律による *facto, pacto, lege*）、のどれかである⁽⁶¹²⁾」⁽⁶¹³⁾。

（3）物権について

（a）物権とは何か

カントは、外的なものへの法的占有・支配の先頭に、客物に対する物権を選び、まずこの権利に経験的（感性的）要素が完全に捨棄された、純粋にア・プリオリな（観知的な）定義を与える。そのためにまず、この権利を人と物（有体物）との関係として考える通常の（形象的）定義を次のように説いて排斥する。

「ある客物における権利（物的権利・*ius reale* 物における権利・*ius in re*）の通常的説明、つまり『それはその客物のあらゆる占有者・支配者に対しての権利である』という説明は、ある正当な名目的定義である。しかしながら、ある外的対象に関して私が、そのもののいかなる所持者にも対抗して、そして彼に対し（所有物取戻請求権によって）再び私をそのものの占有・支配に置くようにと強要させようとするところのもの、それは何なのか。私の恣意選択のかかる外的な法的関係は、いわばある有体物との直接的関係なのか。すると、彼の権利が直接に人ではなく物に関係すると考える者は、確かに次のように想定していなければならないであろう（ただ漠然とながらも）。すなわち一方の権利には他方の義務が対応するのであるから、その外的なものは例え最初の占有者・支配者の手を離れたとしても、この占有者・支配者に今なお義務を負っているままである。つまりその物が既

(612) ここの説明も簡略なもので、解りづらいが、物権の最初の成立は一方的恣意選択上の行動（事実）に基づき、人的権利（債権）の成立は双方的恣意選択上の行動（契約）に基づき、そして物的・人的権利の成立は総方面的な恣意選択上の行動（法律）に基づいている、という意味と思われる。

(613) Kant, *Metaphysik*, S. 79-80.

に同人に拘束されているのであるから、いかなる僭称する他の占有者・支配者も拒否しているのだと。かくしてまた私の権利はあたかも物に随伴して、一切の他者による侵害を防ぐ守護神のごとくに、他の占有者・支配者に私のところへと返しに行くように促すことになるのだと。従って人の物に対する拘束性およびその逆を考えるのは一たとえ法的関係をこうした形象によって感性化しそのように表現するのが許されるのかもしれないにせよ一、不合理なことである」⁽⁶¹⁴⁾。

この排斥の後に、実質的定義が与えられるのであるが、そこでは他者がある法主体者の法的占有・支配を尊重する義務（その客物が誰にとってもその法主体者のものとなりうるように行為する義務）との関係において、この権利が説明される。この考え方では、土地を含めてすべての客物それ自体は、法主体者に個別的に従属しているというのではなく、市民制的体制のすべての構成員（この体制の創設以前ではその体制への参入を相互に強要しあえる人々）の総体的占有・支配に帰属しているのであり、その上で立法権者の恣意選択としての立法（それはすべての構成員の結合された恣意選択を意味する）により、客物の私的使用につき特定の法主体者に他者への強制力を伴った尊重義務を実効的に課しうる権能・権限として（しかし自然的法則・自然法によって暫定的だがかかる義務を課しうると既にされていた権能・権限として）、承認されているところの権利であるという説明となる（前掲（2）・（a）参照）。以下の説明には、簡潔なために解りづらいところもあるが、それらが説示される。

「実質的定義は従って、次のような内容でなければならないだろう。ある客物における権利とは、私がすべての他者とともその総体的占有・支配（根源的なあるいは創設された）にあるところのある客物の私的使用のある権利である。なぜなら、かかる総体的占有・支配は、そのもとの

(614) Kant, *Metaphysik*, S. 80-81.

み私があらゆる他の占有者・支配者をその客物の私的使用から排除することを可能とする唯一の条件（この物のどんな占有者にも対抗する権利・*ius contra quemlibet huius rei possessorem*）だからである⁽⁶¹⁵⁾。あるそのような総体的占有・支配を考えるのでなければ、私が確かにその客物を占有・支配していないその私が、いかにしてそれをなしていてそのものを使用しているところの他者によって侵害されうるのかが、全く考えられえないからである。一方的な恣意選択によって私は、もともとある客物の使用を差し控えるどんな拘束性も負っていないいかなる他者に対しても、そのようなことへと拘束したりはできない—それゆえある総体的占有・支配にあるすべての者の結合された恣意選択によってだけなのである。さもなければ、私は次のごとく考えなければならなくなろう。あたかもある客物が、私に対してある拘束性を負っているかのように、そしてそこから初めてそのものあらゆる占有者・支配者に対するその権利が由来するかのように、それは不合理な表象方法というべきものである⁽⁶¹⁶⁾。

するとこれらの説明の帰結として、物権というものは、もしある人が全く一人で地上にいるとすれば、本質的に認められえない権利である。「なお、物権・*Sachenrecht* (*ius reale*) という言葉で、単にある客物における権利だけではなく、私のものおよび君のものに関するすべての法則の総体もまた理解される。ところで、ある人が地上に全く一人でいるのだとすると、本来的になんらの外的なものをも彼のものとしてもったり、あるい

(615) ここで注目すべきは、土地を含めて客物それ自体は、すべての他者との総体的共同所有にあり、各人は他者との関係での私的使用のための法的権能・権限（物権）だけが認められ、それは市民制的体制が創設されても変わりがないということである。この理論によれば、確かに物権者は客物自体を支配できるのではなく、それが人一般に対してもつ有用性だけについて、排他的に支配する法的権能・権限だけを有することになる（これは19世紀の後半からフランス民法学者により次第にとられてきた理論とも合致することにつき、坂本武憲「フランスにおける建築請負契約と所有権（四）」専修法学論集103号1頁以下参照）。

(616) Kant, *Metaphysik*, S. 81.

は取得したりできないことは明らかである。なぜなら、人格としての彼と客物としてある一切の彼に外的なものとの間には、いかなる義務の関係も全く存在しないからである。それだから、本来的にそして字義どおりに解すれば、客物における（直接的）権利といったものは全く存在せず、すべての他者とともに総体的占有・支配にある人格に対抗して、誰かに帰属するところのそのものだけが、そう呼称されるのである」⁽⁶¹⁷⁾。

(b) 最初に取得される客物としての土地

ここからカントは、「実体と偶有性・付属性」というカテゴリー（ア・プリオリな思惟形式だが感性的世界に適用されて経験的認識をもたらすところの）を実践的に用い始め、やはりア・プリオリな理念でありながら、このカテゴリーを介して感性的世界で客物について規律しうる法的原理や法則を提示してゆく。土地と、必ずどこかの土地に存置して利用されなければならないような動産の関係は、客物の使用に関する法的占有・支配の根源的・原始的取得という実践的見地からいうと、前者が実体で後者が偶有性である。なぜならその動産は土地に存置（土地を使用）できなければ使用が不可能な関係にあるのだから、そのような動産の法的占有・支配の根源的・原始的取得が、土地のかかる取得に先行することは考えられない（土地に存置する権利がなければ存置を他者から妨害されてもこれを排除できず従って法的には最初にその動産を使用している者とは認められえない）からである。このことは経験的認識が決して教えるものではなく、いまのカテゴリーを介して初めて思惟されえた実践的原理というべきである。そしてこのことはもちろん、樹木や家屋等々の土地の定着物と理解されるべきものについても同様に当てはまる。

「土地（それによりすべての住みうる土地が理解されるところの）は、それの上のすべての動かしうるものとの関係で、実体とみなされうるし、

(617) Kant, *Metaphysik*, S. 82.

他方で後者のものの存在は、付属性とみなされうる。そして理論的意味において諸々の偶有性は実体の外には存在しえないのと同様に、実践的意味において土地の上の動かさしうるものは、誰かが前もってその土地の法的占有・支配にあると前提されるのでない場合には、この者の自己のものではありえない。

なぜなら、もし土地が何人にも帰属することがないとすれば、私はその土地そのものを占めるために、それの上にある動かさしうるおよその客物を、それらの所在場所からそれらが全くなくなるまで押しのけることができ、そうしても誰かある他者—いままさしくその土地の持ち主であるというのではないところの—の自由は、それによって侵害されないことになってしまうからである。ところで、破壊されうる一切のもの、ある樹木や家屋等々は、動かさしうるものである（少なくとも実質からいえば）。そしてそれらの形態の破壊なしには動かされえない諸客物が、不動産と称されるという場合には、それらについての私のものおよび君のものは、実体によってではなく、その定着物—客物そのものではないところの—によって理解されることになってしまう」⁽⁶¹⁸⁾。

(c) 土地の根源的・原始的取得とその根拠としての土地一般の根源的 共同所有

先にも触れたように、我々は現前の経験的世界が可能とする行為についてだけ、法上法則による規律を思惟しうるのであり、成立が不可能な行為についての法的規律は無というべきである。従ってこれまで取り上げられてきた客物に対する法的占有・支配も、社会的分業が徹底したそのゆえに取引の飛躍的増大を内包した共同社会で、客物についての実践的自由の要請に適った理念として形成されえたのである。従って、こうして確定された法的占有・支配はどのようにして根源的・原始的に成立する（取得され

(618) Kant, *Metaphysik*, S. 82-83.

る)のかについても、それが経験的にであったり、時代諸条件に依拠したりするものではなく、かかる占有・支配がもつ概念内容との相関で、どう考えるべきかア・プリオリに思惟された実践の原理(理性理念)なのである。現前にある地球の土地がもつ状況が可能とさせる使用について、かかる権能・権限が認められる根拠は、人間達による根源的な(一切の法的行動に先行し自然そのものによって設定されている)土地の総体的占有・支配にある。かかる理念が次に説かれる。

「第一のこと(各々の土地は根源的・原始的に取得されうるものであること—筆者)に関しては、この命題は実践理性の要請 (§2—前掲(1)・(b)—に相当する・筆者)に基づいている。第二のこと(この取得の可能性の根拠は土地一般の根源的共同所有であること—筆者)は以下の証明に基づく。

すべての人間は、根源的に(即ち恣意選択上の一切の法的行動の前には)土地の適法な占有・支配にある、換言すれば自然があるいは偶然が彼らをそこに置いたそのところにいるある権利をもつ。この占有・支配(*possessio*)は、在留(*sitz sedes*)—ある恣意選択的なそれゆえに取得された継続的な占有—から区別され、球面としての地表のすべての場所の単一性のゆえに、ある共同所有の占有・支配である。というのも、もし地表がある無限の平面であるとすれば、人間達はお互い同士でいかなる共同所有にも入らないほどに、その上にどこまでも分散しうるのであろうし、それゆえかかる共同所有が彼らの地球上での現存在の必然的帰結にもならないだろうからである。地球上でのすべての人間の占有・支配、つまりこれらの者の一切の法的行動に先行するそれ(自然そのものによって設定されている)は、ある根源的な総体的占有・支配(*Gesamtbesitz* 占有・支配の始まりの共存・*communio possessionis originaria*)であるが、その概念は経験的であったり時代諸条件に依存していたりするものでもなく—ある原初的な総体的占有・支配の虚構されたしかし決して証明しうるものでは

ない概念のごとき（前掲注607参照—筆者）—，人間達がそれに従ってのみ地球上の場所を法上法則に基づいて使用しうるところの原理をア・プリオリに含むある実践的な理性概念なのである（前掲（1）・(i) 参照—筆者）」⁽⁶¹⁹⁾。

（d）土地を根源的・原始的に取得させる先占（occupatio）

ここでは、既に説示されている先占（前掲（2）・(a) 参照）が、敷衍される仕方では確認される。

「空間におけるある有体的客物の所持の始まりとしての占有・支配取得（把握・apprehensio）が、各人の外的自由の法則と一致するのは、時間に関する先在性の下でだけ、即ちもっぱら恣意選択上のある行動である最初の占有・支配取得（最初の把握・prior apprehensio）としての先在性の下でだけであり、それ以外のいかなる条件の下でもない。しかし、その客物（それゆえにまた地球上でのある特定の区分された土地）は、私のものであるべきだという意思は、つまり専有（Zueignung appropriatio）は、ある根源的取得にあって一方的（一方のないしは独自の意思・voluntas unilateralis s. propria）以外ではありえない。恣意選択上のある外的対象の、ある一方的意思による取得は、先占である。それゆえに、そのような対象の根源的・原始的取得は、従ってまたある計測して分けられたある土地のかかる取得は、先占（occupatio）によってだけなされうる。そのような仕方では取得する可能性は、決して洞察されうるものでも、どんな諸根拠によっても証明されえず、実践理性の要請からの直接的な帰結なのである。しかし、そのような意思がある外的取得を正当化しうるのは、それがア・プリオリに結合された（即ち相互に実践的關係に入りうるすべての者の恣意選択の結合による）絶対的に命令する意思の内に内包されて存している限りでだけである。なぜなら、一方的意思（双方向的ではあってもしかし

(619) Kant, *Metaphysik*, S. 83–84.

確かに個別的である意思もまたそれに属する⁽⁶²⁰⁾は、それ自体で偶然的なある拘束性といったものを課したりはできず、そのためにはある総方面的で偶然的でない、ア・プリアリなそれゆえ必然的に結合された、だからまた偏に立法する意思が必要とされるのだからである。というのも、かかる意思の原理に従ってのみ、各人の自由な恣意選択が何人の自由とも一致するのであり、従って権利一般の、それゆえまた外的な私のものおよび君のものも可能となるのだからである」⁽⁶²¹⁾。

(e) 市民制的体制における決定的取得と自然状態における暫定的取得の関連

ここでも、前出の自然状態における暫定的取得と、市民制的体制における決定的取得との関係（前掲（2）・(i)・(j) 参照）が、もう一度詳しく確認される。

「市民制的体制は、たとえその現実性が主観的には偶然的であるとしても、客観的には即ち義務としては必然的である。従ってこのものおよびその創設に関して、ある本性上の現実的な法上法則が存在し、すべての外的取得がそれに服せしめられる。

取得の経験的権原は、土地の根源的共同所有に根拠づけられた物理的占有・支配取得（物理的把捉・*apprehensio physica*）である。かかる経験的権原には、ある知性的な占有取得の権原（空間と時間におけるすべての経験的諸条件の除去を伴って）が対応していなければならないのであるけれども、その理由はある経験における占有・支配が法の理性概念に従った占有・支配の下にのみ置かれうるということにある（前掲注603参照—筆者）。そしてこの知性的取得が次の命題を基礎づけることになるのである—『私

(620) 簡潔な叙述なので自信はないが、幾人かの人がお互いに異なった土地について、それらを先占するという意思を、互いに表示しあう場合をここでは指しているように思われる。

(621) Kant, *Metaphysik*, S. 84-85.

が外的自由の諸法則に従って私の支配力の内にもたらしたもので、そしてそれが私のものであるべきだと意図するところのもの、それが私のものとなる』。

しかしながら、取得の理性的権原は、あるア・プリオリに結合されている（必然的に結合されるべき）すべての者の意思という理念においてだけありえ、この理念はここでは不可欠な条件として暗黙の裡に前提されているものである。なぜなら、一方的意思によっては、ある拘束性が—その取得はさもないけれどもたなかったであろうところの—他者に課されることはありえないからである⁽⁶²²⁾。ところで、立法のために普遍的・現実的に結合されたある意思の状態は、市民制的状態である。だから、外的なあるものが根源的・原始的に取得されうるのは、ただ市民制的状態の理念との一致においてだけ、即ちそれおよびその実現との関係においてだけであるが、ただしその現実性以前に、従って暫定的にだけは取得されうるのである（なぜなら、さもないとその取得は—その現実性から・筆者—導き出されたことになるであろう）。決定的な取得は、もっぱら市民制的状態においてだけ生ずる。

にもかかわらず、その暫定的取得はやはりある真正な取得である。なぜなら、法的・実践的理性の要請に従うならば、かかる取得の可能性は、人間達が相互にいかなる状態にあるにせよ（それゆえまた自然状態にあっても）、私法のある原理だからであり、この原理に従って各人は次のような強制への権能が認められるのだからである。すなわち、それを通じてかの

(622) 自然状態において、私のものおよび君のものを暫定的に占有・支配している者は、それを決定的にするために、立法権者による一つの外的立法をもちそれにすべての者が服するような市民制的体制・状態に相互に参入させるように義務付けうることに前提となっていなければならない、従って現実的にかかる体制・状態にある以前から既に、私のものおよび君のものについては、すべての者のア・プリオリに結合されている（必然的に結合されるべき）意思によって権原は与えられていた、というることになる。

自然状態を脱し、市民制の状態—あらゆる取得がそこで決定的となるところの—へと進むことが、ひとり可能となるような強制である」⁽⁶²³⁾。

(f) 土地の法的占有・支配に付随する諸問題

次に、土地の法的占有・支配に関わるいくつかの付随的問題に、説得力ある解答が与えられてゆく。まずこの権能はどの範囲にまで及ぶかが説かれる。

「次の問題がある：ある土地の占有・支配取得の権能は、いかなるところまで及ぶのか。それを自己の支配力の内にもつ能力が、換言すればそれを自己に専有させようとするものが、それを守護しうるその限りで。あたかも土地が、『君が私を防護できない場合には、君はまた私に命ずることができない』と、語るかのように。それゆえまた、自由な海洋あるいは閉ざされた海洋についての争いも、それに従って解決されなければならないであろう。例えば砲弾が届く範囲の内部で、誰も既にある一定の国家に属しているある陸地の海岸において、漁獲したり海底から琥珀を採取するのは許されない等々である」。

続いて、先にも用いられた「実体と偶有性・付属性」のカテゴリーによって、土地への加工がその取得のために必要かという問題に、こう解答される。

「一更に：土地の加工（建築、耕作、排水等々）は、そのものの取得のために必要であるか。否!! なぜなら、これらの形態（個別化上の）は、単なる偶有性にすぎないから、それらは直接的占有・支配のいかなる客体をなすものではなく、あらかじめ実体はその主体の彼のもものと承認されている限りでだけ、その主体の占有・支配に属しうるからである。加工は、最初の取得が問題となっている場合には、占有・支配取得のある外的徴表以外の何ものでもなく、それはもっと労の少なくて済む、多くの他のもの

(623) Kant, *Metaphysik*, S. 86-87.

によって置き換えられうるのである」。

続いて、隣接する二つの土地の所有者が、それらの中間に存する土地の使用を妨げあって、誰にも属さない土地としておけるかが問われ、その状況は中間の土地を中立的なものとして、二つの土地の分離に使用しているから、無主物なのではなく二人の所有者に共有的に帰属するとの答えが与えられる。

「一更に：人は誰かを占有・支配取得の行動において妨げて、両者のいずれも先在性上の権利に関わらないようにし、そしてそのようにしてこの土地が常にいかなる者にも属さないものとして、自由なままであるようにすることは許されるか。この妨害が全体的に成り立ちうるというのはありえない。なぜなら、他者がこのようなことをなしうるためには、彼自身もまた何かある隣接した土地—それゆえ彼自身がそこに在ることを妨害されうるところの—に居なければならぬから、従ってある絶対的妨害は矛盾というべきものだからである。しかしある一定の（中間に存している）土地との相関で、これを中立的なものとして、二つの隣接地の分離のために利用しないままとするのは、なるほど先占の権利と両立するだろう。しかし、その際には現実には、この土地は両者に共有的に帰属しているのであって、そして無主のもの（何人にも属さない物・*res nullius*）ではない。その理由は正に、それらを互いに分離するそのために、その土地は両者によって使用されているのだからである」。

続いて、誰かの彼のものとはなっていない土地の上に、ある客物を彼のものとして置く権利を認めたりすることができるかが問われる。これまでのこの哲学者による一連の解明からは、そのような土地の使用形態が、法上法則である「我々の外的行為の自由が普遍的法則に従って共に調和して実現されるように行為せよ」に反せず、かつ現前の共同社会が人々に可能とする諸行為を有効に規律しうるのであれば（逆にいえばかかる有効な規律のできない無となるような法的占有・支配をここで課するのは不合理であ

ろう)、当然認められてよいであろう。蒙古の例によって、そのような確認がなされる。

「—更に：人はそれのどの部分も誰かの彼のものではないある土地の上に、ある客物を彼の客物としてもつことができるか。然り 蒙古において各人が荷物を存するがままにしておけたり、彼から逃亡したところの彼の馬を、彼のものとして彼の占有・支配に持ち来たりえるごとくに。そうできる理由は、全土地がその民族に、その民族の使用に、それゆえ各人（が彼のものとしての客物を置く使用—筆者）に属しているものだからである。ところで、誰かがある他者の土地の上に、動かさうる客物を彼のものとしてもちうるといことは確かに可能であるが、しかし契約を介してのみである」。

最後の付随的問題の答えとして、彼らの境界内にある限り、ある民族や家族が、他のそれらとは全く異なる使用の仕方を当然対抗できるとされる。

「—最後に次の問題がある：二つの隣り合う民族（あるいは家族）が、ある土地のある一定の使用の仕方を探るためにお互いに対抗できるか—例えば狩猟民族が遊牧民にあるいは農耕民族に、あるいは後者が入植者に等々。もちろん。なぜなら、彼らが土地一般にいかにか定住しようとするかという仕方については、彼らが彼らの境界内にとどまっている場合には、全く任意の事柄だからである（ただの任意上のこと・*res merae facultatis*）」⁽⁶²⁴⁾。

最後に問われるより大きな問題は、意図的にある民族との隣接関係に自からを置き、その民族との市民制的結合への見通しもなく、ただ未開人を法的状態に移す目的でかかる結合を創設するという、植民地化について、注目すべき明確な否定の見解が下される。

「最後になお問われうる：自然でも偶然でもなく、単なる我々自身の意

(624) Kant, *Metaphysik*, S. 87-89.

思が我々をある民族との隣接関係—その民族との市民制的結合へのいかなる見通しも約束するのではないところの—に置くという場合に、我々はかかる結合を創設しそしてこれらの人間（未開人）をある法的状態に移す（例えばアメリカの未開人、ホッテントット人、成り立てのオランダ人のような未開人を）意図で、止むをえなければ力で、あるいは（とりたててより芳しいというほどではないが）詐欺的売買を通じて、植民地を築きそしてそのようにして彼らの土地の所有者となり、また彼らの最初の占有・支配を顧慮することなく我々の優越の使用をなす権能が我々にはないのかどうか。わけても自然そのものが、そう要求しているように見えるし（それが真空を嫌うように）、また文化的住民のいる他の世界部分の多くの地帯—今は見事に植民されている—が、さもなければ人間不在のままであるだろうし、あるいはそれどころか永遠にそうであるに違ひなからうし、そのようにしてまた創造の目的は虚しくされてしまうのではないか。しかし、良い目的のためならすべての手段を是認する、この不正のベール（イエズ会主義）を見透かすのは容易である。それゆえ、土地取得のかかる仕方は、非難すべきものである」⁽⁶²⁵⁾。

(g) 土地のある根源的・原始的取得の概念の解明（再論）

カントは、念のために最後にもう一度、説示しておかなければならない問題として、区分された土地の法的占有・支配の根源的・原始的取得を取り上げる理由を、まずここに簡単にあげている。

「外的に取得されるこの客体の、量並びに質に関する不特定性が、とりわけこの課題（唯一の根源的・原始的な外的取得）をして、それを解決するのに最も難しいものとする⁽⁶²⁶⁾。にもかかわらず、何かある根源的・原

(625) Kant, *Metaphysik*, S. 89-90.

(626) 土地が私のものおよび君のものとなる以前には、それは我々に外的なもの一般であり、我々に総体的占有・支配されているもの一般にすぎないにもかかわらず、その全く不特定のしか考えられていない土地の内から、ある量と質をもった特定

始的取得は存在しなければならない。なぜなら、すべてが伝来的（承継的）ではありえないからである。それゆえこの課題は、解決しがたい問題としてまたそれ自体不可能なものとして、放棄されたりはできない。更に、それがたとえ本源的契約によって解決されるとしても、この契約が全人類に及ばなければ、その取得は常に暫定的なものにとどまることになる」⁽⁶²⁷⁾。

続いて、法的占有・支配の根源的・原始的取得についての、市民制的体制における法的状態と、それ以前の自然法上の自然状態とのこれまでもいわれてきた連結関係をして、明確な我々の内面的自己確認にまで至らせるような、そして我々が有する市民制的体制が、かかる理念に立脚して創設・維持されているか検証させるような叙述が、土地を主題として最終的になされている。

「すべての人間は、根源的に全地球の土地をある総体的占有・支配（土地の始まりの共同所有 *communio fundi originaria*）しており、それには彼らに本性的に権原ありとされる、そのものを使用しようとする意思（各人の）が伴っている（正しさの法・*lex iusti*）。ところで、ある者の恣意選択と他者のそれとの不可避的な対立のゆえに、もしその意思が同時に土地の各人による使用のために、次のような法則を内包していないとしたら、土地の一切の使用は廃棄されるであろう。それは、それに従ってその共同の土地に各人にある個別的な占有・支配が規定される、そのような法則である。しかし、土地について各人の私のものおよび君のものを付与する法則は、外的自由の公理に従って、ある根源的でア・プリオリに結合された意思（この結合のためにいかなる法的行動も前提としない）から以外には

された土地について法的占有・支配（私のものおよび君のものという）を、いかにして根源的・原始的に取得したりできるのか、この困難な課題はいまの取得に特有なもので、既に存する法的占有・支配の導来的（承継的）取得にはないものである。本文は簡潔すぎて解りづらいが、そのような意味であると思われる。

(627) Kant, *Metaphysik*, S. 90.

生じえず、従って市民制の状態においてだけ生じうるのであって、かかる結合意思だけが何が法であるか、何が法的であるのか、そして何が合法かを定めるのである（前掲注610, 622参照）。しかしこの状態において、換言すれば設立前に確かにまたその状態を目指して、即ち暫定的に、外的取得の法則に従って振舞うことは義務であり、ゆえにそのことはまた、占有取得と専有の行動を、たとえそれが一方的なものにすぎないにせよ、有効なものとして承認するようにすべての者を拘束する、法的な意思の能力でもある。従って土地のある暫定的取得は、そのすべての法的効果と共に可能的である。

しかし、そのような取得はそれ自体で、法的・可能的占有・支配の諸限界の規定との関係で、法則上のある許容（許容している法・lex permissiva）を確かに必要とするし、またそれを保持しており、なぜ許容であるのかといえはその取得が法的状態に先行しており、そして単にそれへと導くものにすぎず、まだ決定的ではないのだからである。他方でその許容は他者の法的状態の創設に対する同意までであって、それより先に及ぶものではないが、他者がこの状態（市民制的な）に進むことに抵抗する場合には、そしてその抵抗が続く限り、ある合法的な取得のもつ一切の効果を伴っている。なぜならかかる終結は義務に基礎付けられているのだからである」⁽⁶²⁸⁾。

(h) 根源的・原始的取得の概念の演繹（再論）

我々の純粹実践理性が与える自然法によって、土地の法的占有・支配に関する根源的・原始的取得がいかなるものであるべきか、その理論がこれまでア・プリアオリ形成されてきたのであるが、そうであればかかる仕方で取得されると考えられるべきかかる占有・支配そのものもア・プリアオリに自然法から演繹されたのであるから、経験的要素を全く含まない、観知的

(628) Kant, *Metaphysik*, S. 91-92.

なものでなければならない。つまりそれは、現実に存在するあの人やこの物といった要素がすべて捨象されて、自由に行為しうる法主体者（人格）としての人々と、そのような行為のできない客物との間で、その客物の占有・支配可能性が、排他的に一人の法主体者（人格）にのみ確保されている関係（叡知的理念にまで高められたア・プリアリな思想上の関係）だけが内容となっていなければならないことになる。そして経験的世界での適用をもちながら、しかしそのような叡知的占有・支配を考ええたのは、ア・プリアリな自由のカテゴリーの媒介があればこそである。この決してたやすくはない真理について、入念な説示が最終的に施される。

「我々は取得の権原を、土地のある根源的共同所有ともいべきものの中に見出した、従ってある外的占有・支配の空間的諸条件の下に見出した。他方で取得の仕方は、外的対象を自己のものとしてもとうとする意志と結びつけられた、占有取得（把捉・apprehensio）という経験的諸条件の下に見出した。今やさらに、取得そのものを、即ち二つの与えられた要素から帰結するところの外的な私のものおよび君のものを、つまりは対象の叡知的占有・支配（可想的占有 possession noumenon）を、この概念が内包しているものに従って、純粋な法的・実践的理性の諸原理から展開することが必要である。

それが実体である限りで（私の偶有性・付属性ではなくてそれ自体が自存性を有する実体である限り—筆者）、外的な私のものおよび君のものの法概念は、私に外的なという言葉に関していえば、私がいるところとは別なある場所を意味しうるのではない。なぜならそれは、ある理性概念だからである。そうではなく、この法概念の下には、ある純粋悟性概念だけが包摂されうるのであるから、それは単に私から区別されたあるものだけを、そして経験的占有・支配（いわば継続的把捉）の概念ではなく、外的な対象の私の支配力の内における保有（Haben）（使用の可能性の主観的諸条件としての私とそのものの結び付き）の概念—それはある純粋悟性概念で

ある一だけを意味しうるのである。すると、人格と何ら拘束性を有しない諸対象とのある関係としての占有・支配について、その感性的諸条件を除去あるいは度外視（捨象）するとは、一人の人格と諸人格との関係以外のいかなるものでもない。そしてその関係とは、前者（一人の人格—筆者）の意思が外的自由の公理に、能力上の要請に、ア・プリオリに結合されているものとして考えられる意思の普遍的立法に、適合している限り、客物の使用に関してこれらすべての人格を拘束するというこのそれである。それゆえこうした関係—対象（私が占有・支配している客物）がある感性的客体であるにせよ—は、客物の観知的占有・支配、即ち純粋な法による占有・支配なのである」⁽⁶²⁹⁾。

(i) 「実体と偶有性・付属性」のカテゴリーの実践的適用

偶有性・付属性の存在は、実体の存在に依存する関係にあるとは、これらのカテゴリーが対象認識において教えるところであった。そしてこのカテゴリーを介して経験的世界で適用しうる、しかしア・プリオリな法的法則を考えることができ、それが添付（付合・加工・混和）に関する法である。土地という自存する実体に施される加工は、偶有性・付属性として土地の存在に依存しているのであるから、土地が既にその所有となっていない者がただ形状を付与する意思だけで施しても無駄であり、それら付与された形状には土地自体の使用を最初に始めた者による法的占有・支配が及ぶし、土地が既に他者のものであれば、当然に及ぶ。そして土地に限らず「私の自存するもの」に偶有性・付属性として結合され、私のものを改変するでなければ分離できなくなったものは、私のものとなる。これらの規律は経験的認識が教えるものではなく、いまのカテゴリーによって思惟された法的法則だけが教えるのであり、またある客物に労働を施せば、かかる労働を通じてその客物が自己に拘束的となるなどの錯覚を排除しうる

(629) Kant, *Metaphysik*, S. 92–93.

のも、この法則なのである。更に同じ諸原則（主物は従物に従うという法上法則に依拠する諸原則）により、土地の法的占有・支配は土地の付属性とみられる海底や河床にまで、及ぶのである。これらが最終的にやはり入念に確認される。

「ある土地についてなされる最初の加工、区画または一般的に形状付与は、その取得のいかなる権原をも交付するものではない。言い換えると、偶有性による占有・支配は、実体の法的占有・支配のある根拠を手渡したりするものではない。むしろ逆なのであって、私のものおよび君のものは規則（従物は主物に従う・*accessorium sequitur suum principale*）に従って、実体の所有権から推論されなければならないのであり、また既に前もって彼のものとなっていないある土地に丹精を費やす者は、その土地に無駄な労苦と仕事をなしたことになる。これらのことはそれ自体において余りに明白なので、その非常に古くからのそして今なお至るところで通用している所説を、次のような秘かに存在している錯覚以外の原因に帰するのが困難なほどなのである。その錯覚とは、客物を擬人化して、まるで誰かがそれに対して費やされた労働を通じて、その客物を自己に拘束的なものにして、彼以外のいかなる者にも従属させないようにしうるかのごとく、それら客物に対して直接的にある権利を観念するようなそれである。なぜなら、「ある客物における権利はいかにして可能であるか」という（既に言及された）当然の問いに関して、人があんなにも軽い足取りで、他方に導かれてしまうというのは、ありそうもないことだからである。というのも、ある客物のあらゆる占有者・支配者に対しての権利とは、ある客物を使用するための個別的恣意選択の権能—その恣意選択が総合的・普遍的意思に含まれ、そしてこの意思の法則と調和すると考えられうる限りで—を、意味するに他ならないからである。

既に私のものである土地上の物体に関していえば、それらが他の誰のものでもないのであれば、私に属するのであって、このことのために何らの

特別な法的行動 (facto・事実ではなく lege・法) を必要としない (私のものの権利によって・iure rei meae)。つまりそれらは実体に付属している偶有性とみなされうるからなのである。更にまた、次のようにして私のものに結合されている一切のものもその偶有性に属する—ある他者が私のもの自体を改変することなしには、それからそれら物体を切り離すことができないような仕方、これと結び合わされているもの (例えば金メッキ、私に帰属する素材と他の物体の混合、隣接河床の打ち寄せあるいは変化、そしてそれによって生ずる私の土地の拡大)。しかし、取得する土地・陸地よりもなお先へ、ある距離の海底の方へと (なお私の海岸で漁獲したり、あるいは琥珀を採取したりする権利へと) 広げられうるのか否かは、全く同一の諸原則によって判断されなければならない。私が私の居所から、他者の攻撃に対して私の土地を守る機械的な能力を持つその範囲 (例えば海岸から大砲が届くその範囲) で、そして私の占有・支配に属しており、そして海はそこまで閉ざされている。しかし広大な海そのものには、いかなる居所も可能ではないから、占有・支配もまたそこまでは広げられず、そして開かれた海は自由である。しかし海岸に漂着したものは、それが人間達のであれ、彼らに属している諸客物のであれ、故意ではないものとして、海岸所有者によって取得権に算え入れられうるものではない。なぜなら、いかなる侵害 (一般的にいかなる作用さえ) もないからであり、またある土地に着したそれらの客物は誰かある者に属しているのであって、無主物 (何人にも属さない物・res nullius) とは扱われえないからである。これに対し川は、彼の川岸の占有・支配が達するその範囲で、あらゆる陸地上土地と同様によく、上述の諸制約の下で、根源的・原始的に両方の川岸の占有・支配にある者によって取得されうる」⁽⁶³⁰⁾。

(630) Kant, *Metaphysik*, S. 93–95.

(j) 上級所有権と下級所有権について

カントは最後に、人は有体物だけを所有権の対象としてもち、それゆえに自己自身の主人・主体ではあっても所有者ではない理由について、およびまだ名残を止めて存在していたであろう、上級所有権と下級所有権について言及して、物権理論を締めくくる。

「実体について各人の彼のものであるところの外的対象は、その所有権 (dominium) なのであり、それにはこの客物におけるすべての権利が付属しているから、従って所有権者 (所有者・dominus) はそれらを随意に処分することができる⁽⁶³¹⁾。しかしそこからは必ずと以下の帰結となる—あるそのような対象は有体物 (それに対して人はいかなる拘束性も負っていない) でしかありえないということ、それゆえにある人は彼自身の主人・主体 (Herr sui iuris) ではあるが、しかし自己自身の所有者 (彼の所有者・sui dominus) (自己について随意に処分しうような) ではない、いわんや他の人間のでもありえないということ、その理由として彼は彼自身の人格における人間性に責任 (答責性) があり、たとえこの観点が人間性の法 (自己自身に対する義務に関する一筆者) に属し、人間達の法 (他者に対する義務に関する一筆者) に属さず、ここでは本来の場所をもつことなく、すぐ前にいわれたことのよりよい理解のために、付随的にだけ触れられるにしてもそうであるということ。更には、同一の客物に二人の完

(631) 外的対象 (特に土地) は、市民制的体制に参入したすべての者の総体的共同所有に属しているから (前掲注615参照)、我々は外的対象 (特に土地) それ自体を他人に譲渡するなどの法的処分はなしえず、そうできるのは自己の同意なき使用をなそうとする他の者を排除して、客物を専有的に使用できる法的権能としての所有権 (またはこの権利が確保させる客物の有用性) なのであるから、所有権者はその権利だけがあるいはそれに付属している諸権利 (例えば永小作権や地役権) だけを、随意に処分することができる。本文は簡潔なもので解りづらいが、そのような意味であると思われる (フランスの代表的民法学者であるプラニオルが20世紀初頭に同様の理論を提唱していることにつき、坂本武憲「フランスにおける建築請負契約と所有権」(三) 専修法学論集100号89頁以下参照)。

全な所有権者—ある共同的な私のものおよび君のものではなく、彼のものとしては一人の者にだけ帰属するものの共同的占有者・支配者としてだけの—が存しうる。それはいわゆる並立所有権者 (Miteigentümer) 達の中で、一人の者には使用のない全占有・支配が、他の者にはその占有・支配とともにその客物のすべての使用が、帰属する場合である。それゆえに前者 (上級所有権・dominus directus) は後者 (下級所有権・dominus utilis) を、持続的な給付の条件にだけ制限し、その際には彼の使用を限定することはないのである⁽⁶³²⁾」⁽⁶³³⁾。

* * *

カントの物権理論を通読した我々は、いまやそれに対してこう問わなければならぬ。我々の現前にある「社会的分業とその帰結としての取引の飛躍的増大」を内包する共同社会で、その基礎とされるべき物権理論として、また我々が創設・維持すべき市民制的体制を支える役割が課されるこの権利の根源的・原始的取得の理論として、カントがア・プリオリな思惟により到達した以上のものはありうるだろうか。我々はこの問いに、より完全な理論はないとしか答えようがないけれども、逆にこの哲学者による理論の方から、二世紀以上の時代を超えてこう問いかけられているに違いない。21世紀の諸君の世界で、ようやく「法の支配」は頻繁にいわれるようになってきているようだが、その意義を真に理解しているというためには、経験的占有・支配と完全に区別された法的占有・支配の概念こそ、明確に確立されているべきものではないかと。我々は遅まきながらいまからでも、

(632) 近代市民社会成立期以前に行われていた、領主が土地を封 (Fief) としてより広い土地から誠実と臣従の負担において分割して与える場合の、領主が有した上級所有権 (dominus directus) と、封臣が有した下級所有権 (dominus utilis) を指しているものと思われる (フランス民法典に大きな影響を与えたポティエの同様な記述につき坂本武憲「フランスにおける建築請負契約と所有権 (一)」(専修大学法学研究所紀要 6・民事法の諸問題Ⅱ) 159頁以下参照)。

(633) Kant, *Metaphysik*, S. 96.

この問いに答えるための本格的考究に、真摯に取り組むべきなのではあるまいか。